77
118

従一位勲一等侯爵久我建通君題字

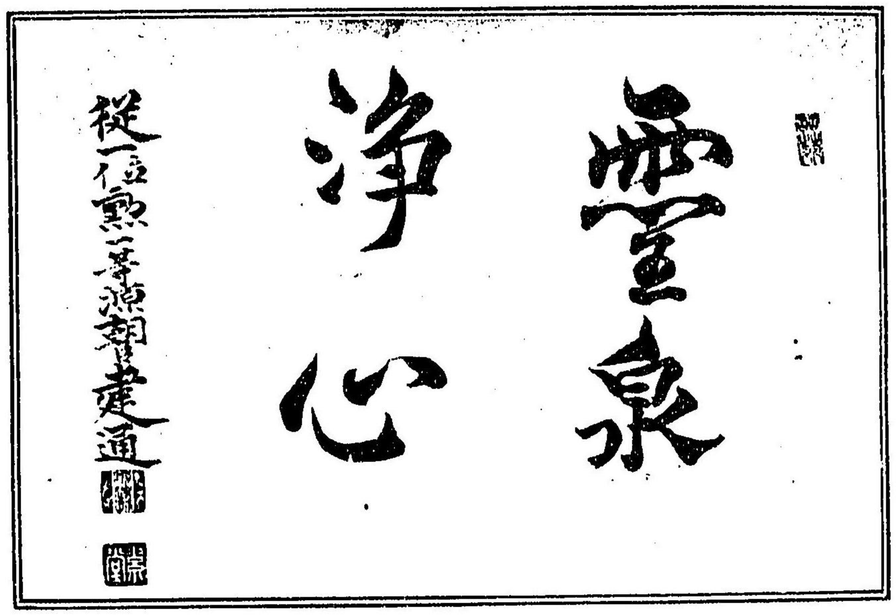

（神泉の間事参照）

正二位勲一等伯爵東久世通禧君題字

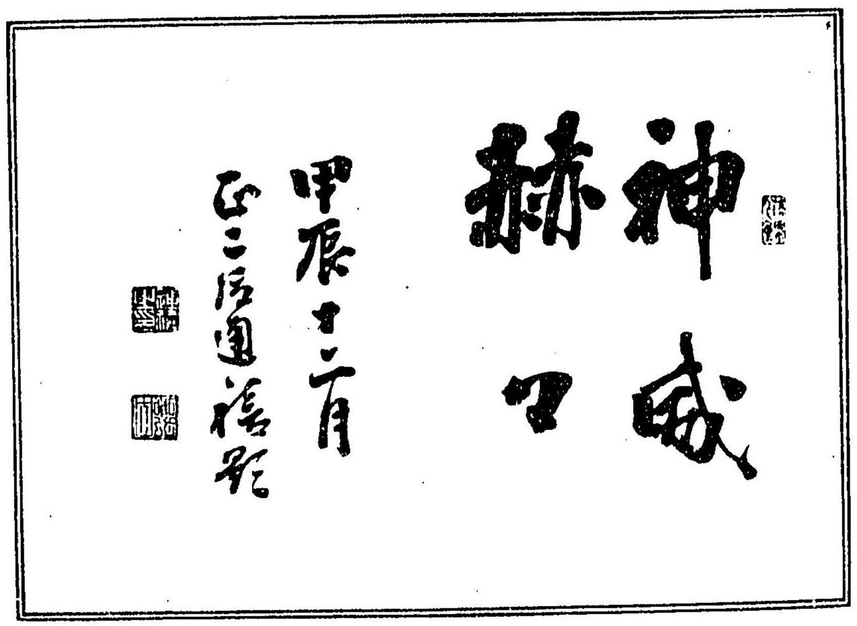

従二位勲一等子爵福羽美静君題字

東宮殿下侍講従四位本居豊頴君題詠

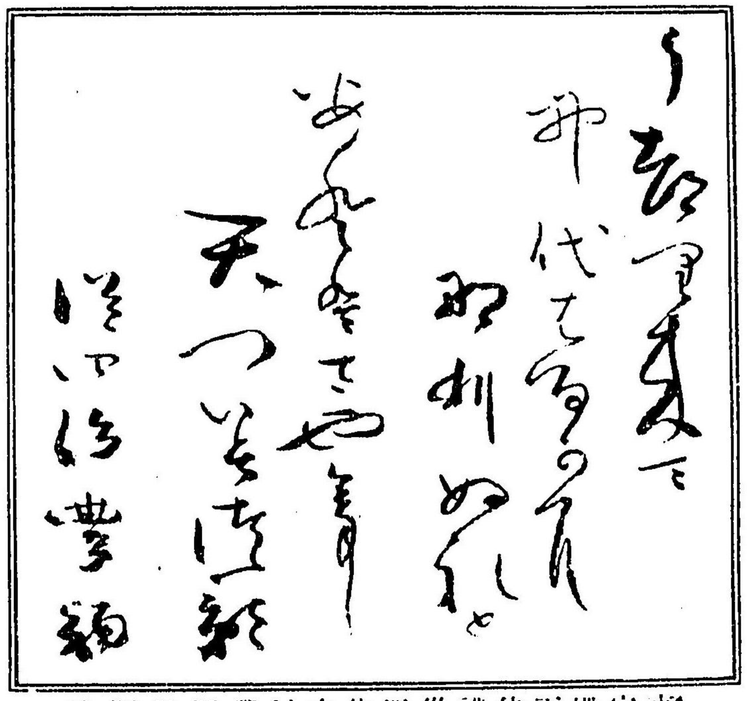

華族女學校教授從五位井上頼圀君題詠

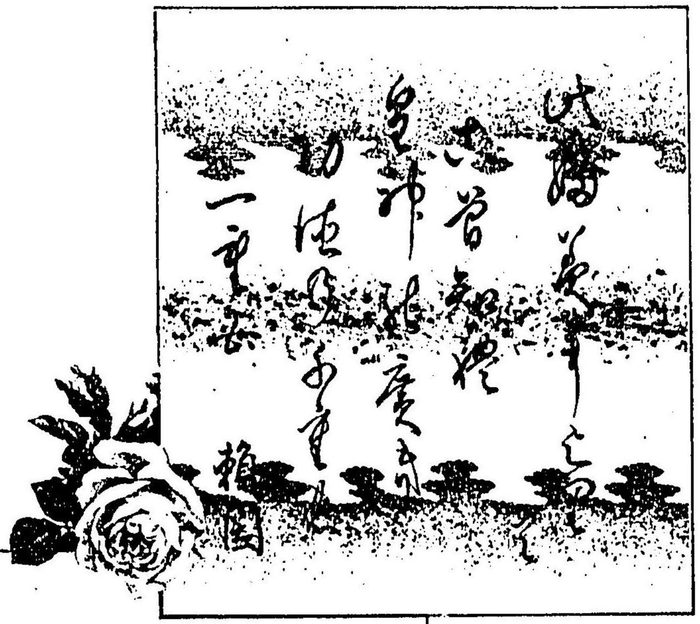

竹柏園主佐々木信綱君題詠

國幣中社大洗磯前神社宮司
塙豐樹君題詠

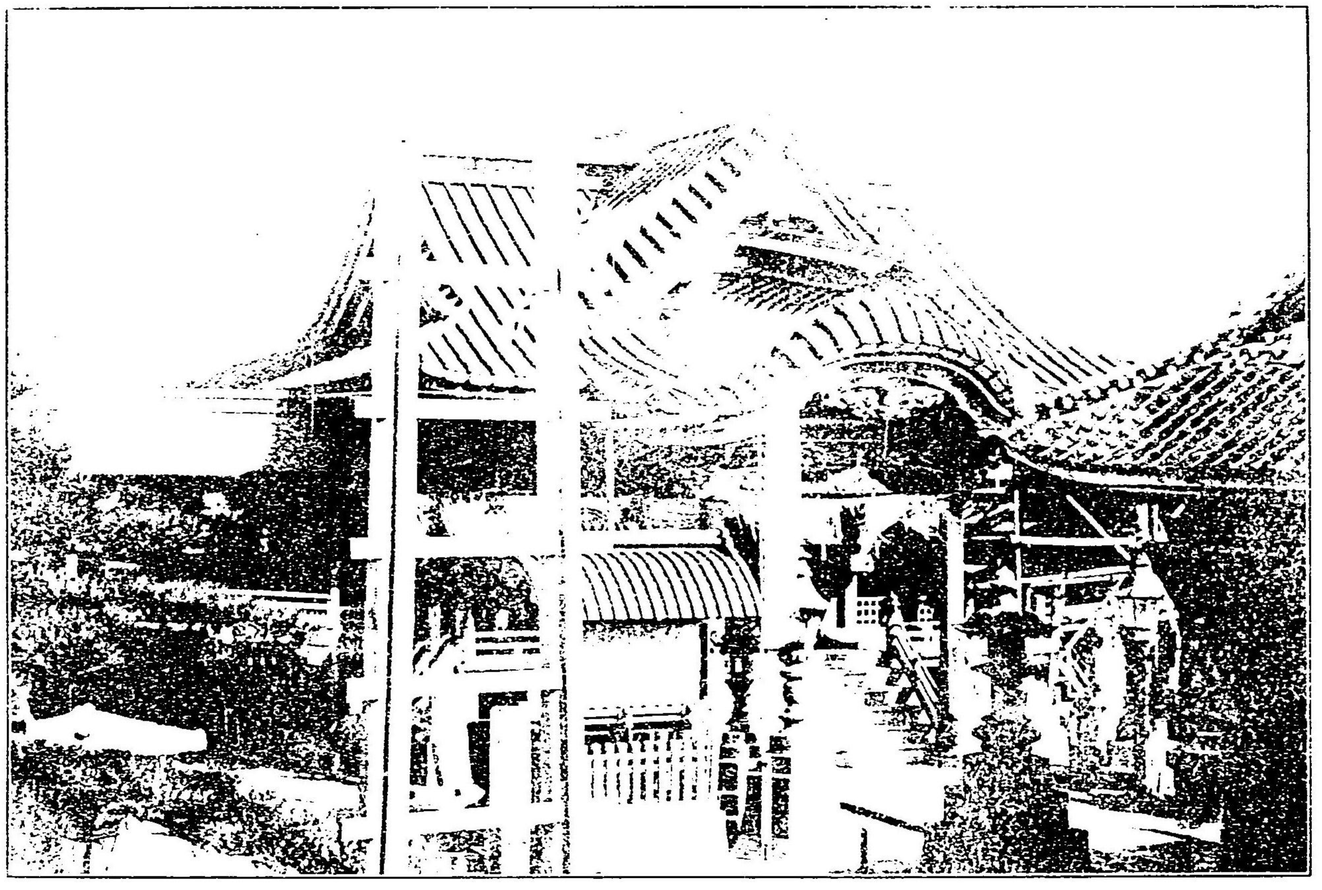

笠間胡桃下稲荷神社本社

神樂殿　　祓殿

隨神門　　御札場

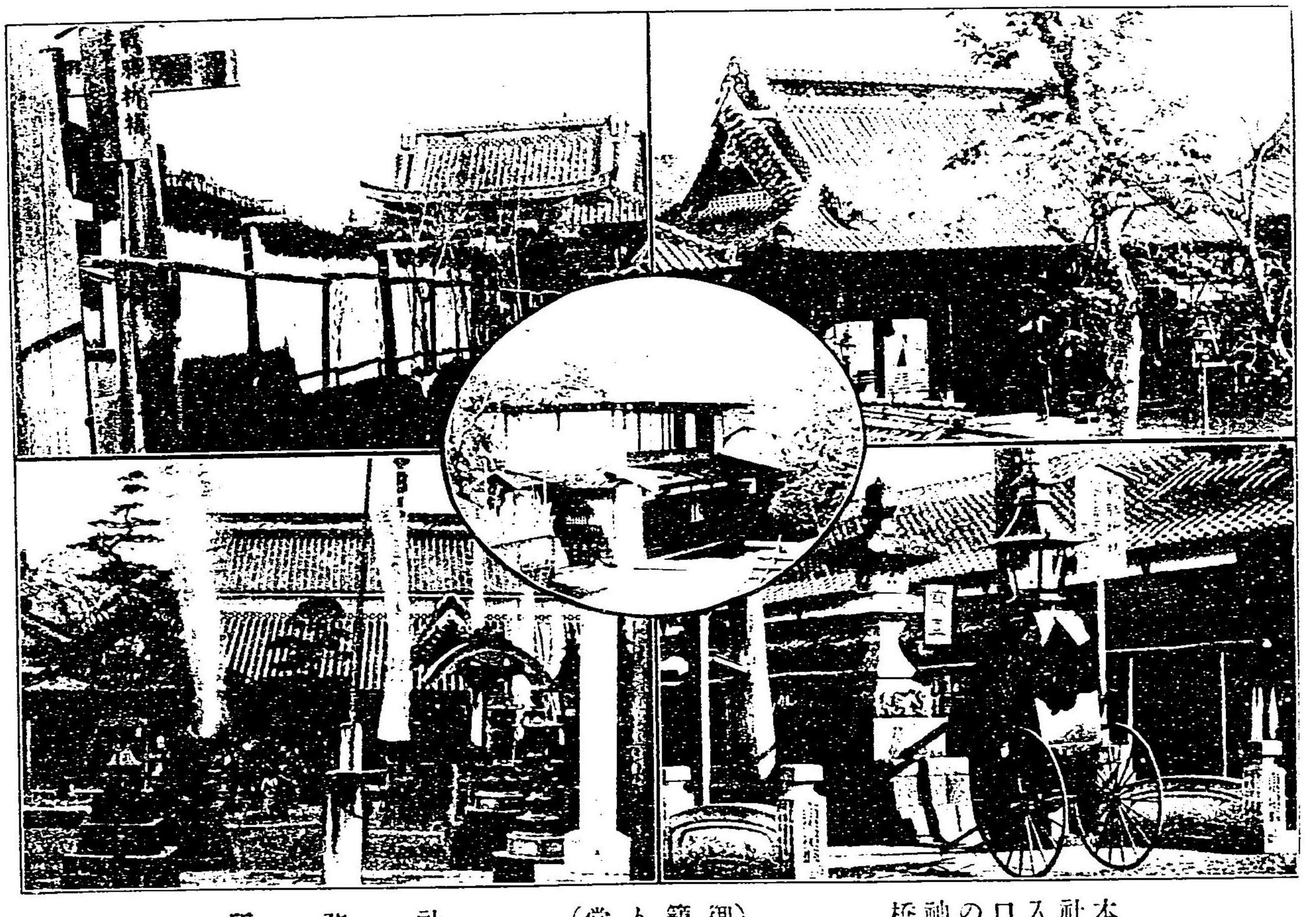

鳥居のトンネル　　額殿

本社入口の神橋　（御籠り堂）　社務所

本社羽面板彫刻闕亭曲水の圖

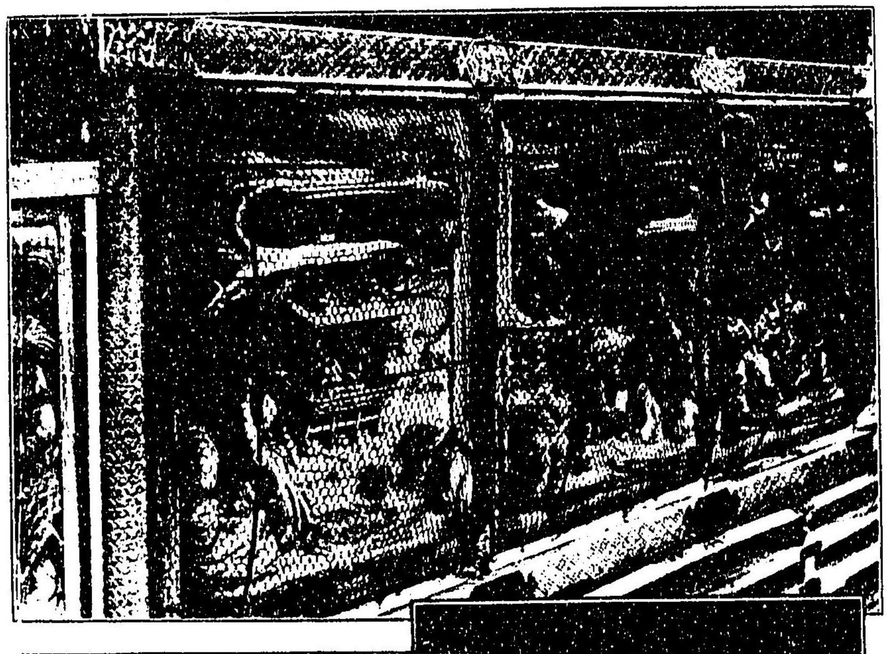

本社裏面の彫刻

隨神門左右大臣

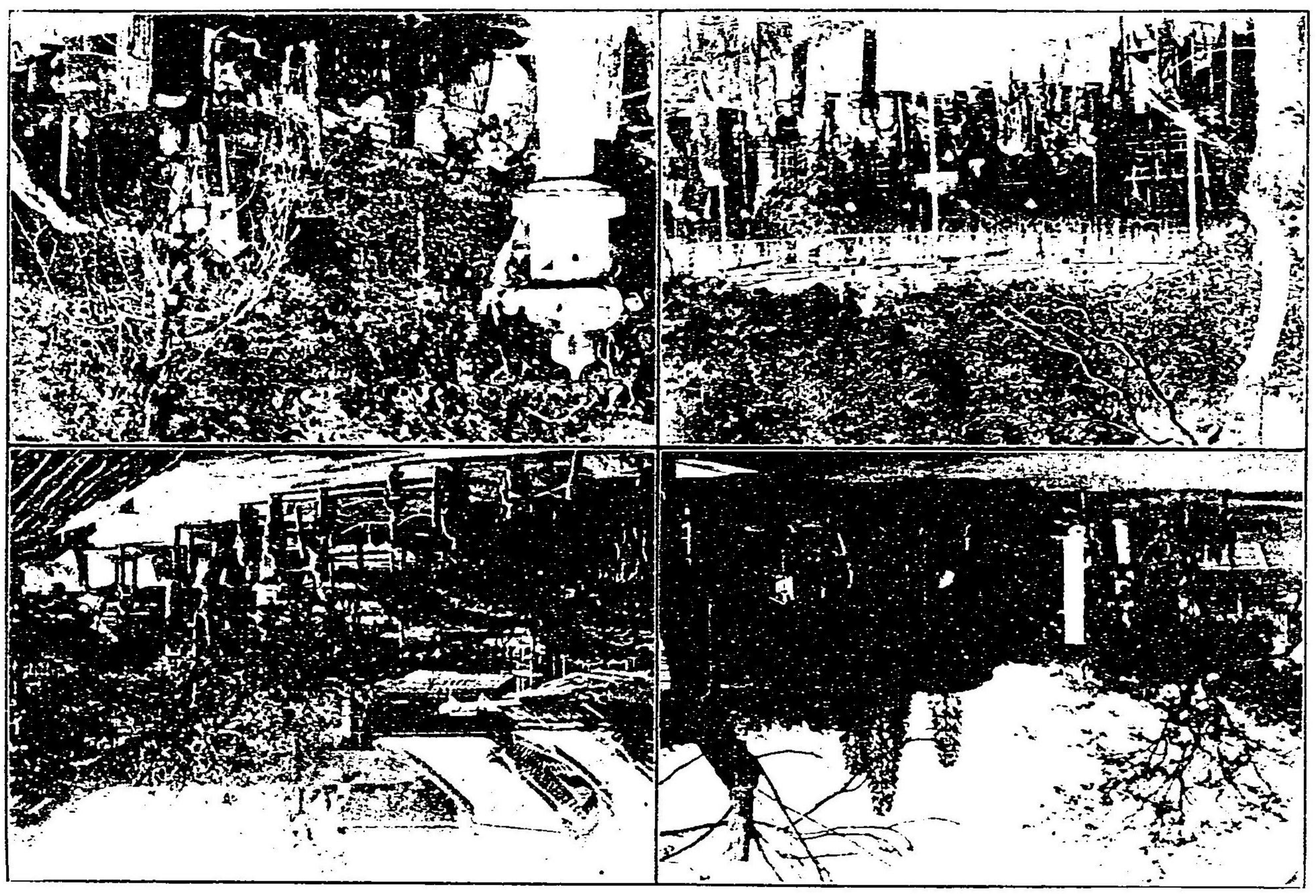

園庭の内境

石倉より水戸海岸の遠望

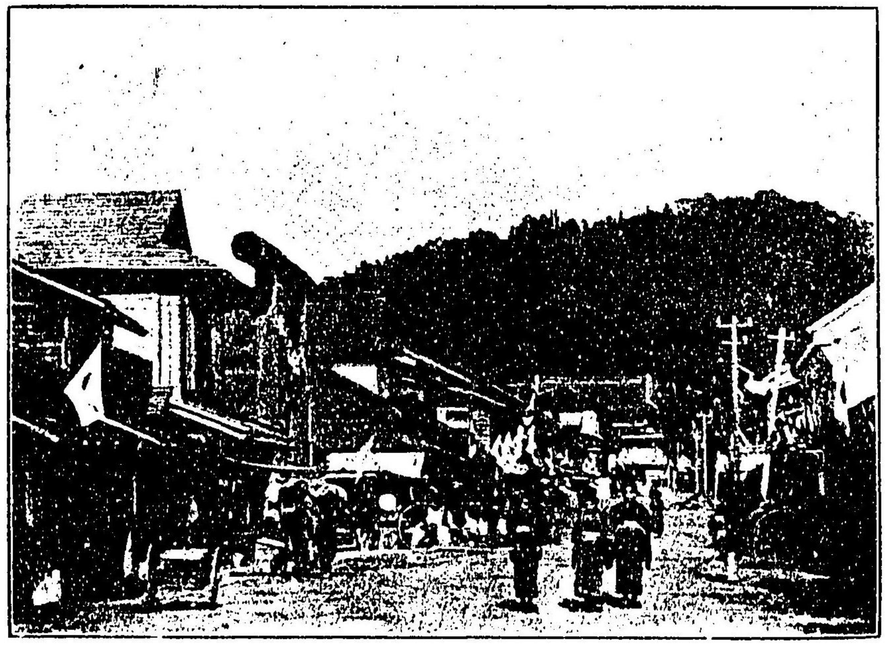

本社鳥居前より若城趾佐志能山を望む

胡桃下稲荷神社縁起の始めに

衣手の常陸の國、君がさす笠間の里の、胡桃が下の稲荷の神は、宇迦之御魂の命にまし〳〵、そのはじめは世の常の御やしろなりしを、さるべき時の來りけむ、今は百年あまりのいにしへより、いやが上にもみいづをあらはしたまひて、おほみたまのふゆを蒙るもの、いとも〳〵おほかりければ、領主の家々にても、代々崇め敬ふ事淺からず、然有るまゝに下々の者まで、山を越え海をわたりて、あゆみをはこびつゝ、身の幸福をいのり申し、家々の繁り榮えん事をねがふもの、年々月々に加はりそひつゝ、今はこの常陸はいふも更なり、武藏、伊豆、相摸、上總、下總、上野、下野、甲斐、信濃、岩城、岩代などの國々より、參り詣づるもの日ごとに其數幾百人といふ

明治
27 12 22
内交

を知らず、さてもこの御神はしも、衣食住の三つのことをすべしらせたまふなれば、其神徳いと廣くして、いつれと限るべきにあらねど、こゝには百穀を播し給ふ御いさをしあるは申すもをろか、養蠶、機織、造酒、漁業等のなりはひを守らせ給ひ、淺からず利益をあたへ給ふ御神なれば、此世にいきとしいけるものは、よろしく朝な夕なに崇め敬うべきは申すまでもあらすなん、いまこゝにこの御神の縁起を、すりものとして世に普く示すにあたり、こゝとのゆゑよしのあらましを書い記してはしがきとなんし侍るは、この稲荷の大神に仕奉る、神職中臣鹿島連よしかつなり。

緒言

予元來筆を以て世に立たんとするの志願を抱けど、淺學不才にして彼艶麗花の如き美文を弄し、崇高天地を感ぜしむるが如き韻文を作するは、到底予の爲し得べき處にあらず。於茲か予は深く思ふ處あり、即ち舊師の遺訓を奉じて、我國古來の名勝舊蹟の顯揚保存を以て、終生の事業と爲さん事を欲し、爾來專心專意此事にのみ奔走し、歳月は流れて早くすでに十有一年を經過しぬ。しかも此間諸種の著書を公刊して、いさゝか予が宿志を世人に訴へしが、あはれかゝる事業は、忽然として一世を風靡せしむるの活動的事業にあらざれは、未だ多く世に知られず、爲めに予はしばゝ〳〵不遇の悪魔に誘はれ、迍邅坎坷遂に下野宇都宮の地に漂浪しき。時に予が竹馬の友稻蔭塙嘉一郎氏、遙かにこれを憐みて、突如予が爲めに衣服防寒の具を携ひ來り、予に與へて以てこの不遇兒を慰撫し、快談數刻を費やして飄然鄉里に歸りぬ。予深く其好愃に感じ、血あり涙ある同情を謝しつゝありしが、地軸轉々五年を經過せる本年十一月九日の夕、

氏は又も突如として予が柴門を叩き、曰くわが掌れる稲荷神社の縁起を編せよと。予歡喜應答ひて曰く、諾！。即ち匆惶筆を採つて一書を編す、題して『笠間胡桃下稲荷神社縁起附笠間案内記』といふもの即ち是なり。嗚呼予生れて此種の著書を世に出せる、すでに二十一種に及べると雖、しかも郷里の遺蹟顯揚に筆を採りしは、彼花の名所櫻川の事蹟考一編に過ぎず、深くこれを恨みとせしが。今こゝに予が當年の恩惠者、同情の涙に富める竹馬の友、塙稲蔭氏が依囑を受け、加ふるに予が祖先の墳塋を托せる地の、唯一の祀神として郷人の崇敬至らざる無き、彼稲荷神社の事蹟を編述す。實に予の未た嘗て覺えざるの快事たり。然り、予は實に此くの如き快感を覺え、此くの如く滿身の喜悅を以て本書を編述せるものなれば、其文の拙にして、未た考證の足らざるきらひあらんも、そは是予の淺學の致す處と、所謂同郷のよしみを以てさな咎め給はず、只だ〳〵予が意のある處を深く諒せられん事を望む、蕪言多謝。

明治三十七年十二月十五日

於博文館編輯局

翠葉　石倉重繼識

例言

一、本書は緒言中にも述べたる如く、我郷笠間町に鎭座し奉れる、胡桃下稲荷神社の縁起を編せるものにして、本書に筆を起せしは、去る十一月十日、稿を脫せるは同月十九日とす。即ち其間十日の小日子を費せるに過ぎざれば、從つて事實の誤謬、誤字、假名違の個所あるやも計り難し、そは他日本書愛讀者諸君の垂教を待て、訂正增補せんと欲すれば、希くば深く咎め給はざらん事を。

一、本書を編むに當り、本社々掌塙稲蔭氏、並に本社々務所役員諸氏、及び氏子總代諸氏の、偉大なる盡力を深謝し、特に此事を記して永く紀念に存し置く。

一、本書卷頭に掲げたる、題字、題詠の執筆諸家は、皆是著者が多年愛顧を蒙り、予が著書を發刊するごとに、必ず題字題詠を惠與されし方々にして、特に今回の如きは、予の乞に應じて、往復僅に四日の小日子間に、執筆惠送されし好意を感謝するものなり。

併て云ふ、本書題字中、東久世翁と福羽翁との題字が、同一字句を用ゐられしは、少しく異なる感あれど、こは始め予が本書編纂につき、これ等の諸家に題字を乞はんがため、去る十二月四日午後、書簡を以て本社の神威赫々たる事を說きまゐらせ、希くばこの趣旨を汲まれて、來む七日夕刻迄に間に合ふ樣に願度しと申せしに、二公はこれを快諾せられ、仝日の午後、しかも時を仝じうして題字を送り給ひ、予喜んで此二書を手に觸るゝや、予は實に其奇遇に一驚を喫せると同時に、本社の神威赫々たる事を表示するに於て、此二公が期せずして同一字句を選まれし奇遇を、却て深く喜び、敢て改題を托しまゐらせず、直ちに印刷に附したる次第なれば、讀者も其心して見給はん事を望むものなり。

尙予は本書著述の紀念の爲め、卷頭の題字題詠の肉筆は、擧てこれを本社に奉納したれば、折を得て一見せられん事を望む。

一、小波山人巖谷季雄氏は、予が爲めに特に初午の句を吟書して送られたり、予は深く其好意を謝す。

一、本書印刷及出版に就きては、わが博文館支配人兼出版部長たる內山正如氏の大なる盡力を受けたり、こゝに掲げて好意を深謝す。

一、本書表紙の意匠並に本文の挿畫は、著者の親友青木香葩氏の勞を煩はしたり、是亦其好意を深謝す。

氏は又も突如として予が柴門を叩き、曰くわが郷なる稲荷神社の縁起を編せよと。予歓喜應答ひて曰く、諾！。即ち匆惶筆を採つて一書を編す、題して『笠間胡桃下稲荷神社縁起附笠間条内記』といふもの即ち是なり。嗚呼予生れて此種の著書を世に出せる、すでに二十一種に及べると雖、しかも郷里の遺蹟顕揚に筆を採りしは、彼花の名所櫻川の事蹟考一編に過ぎず、深くこれを恨みとせしが。今こゝに予が當年の恩恵者、同情の涙に富める竹馬の友、塙稲陰氏が依嘱を受け、加ふるに予が祖先の墳塋を托せる地の、唯一の祀神として郷人の崇敬至らざる無き、彼稲荷神社の事蹟を編述す。實に予の未た嘗て覚えざるの快事たり。然り、予は實に此くの如き快感を覚え、此くの如く満身の喜悦を以て本書を編述せるものなれば、其文の拙にして、未た考證の足らざるきらひあらんも、そは是予の淺學の致す處と、所謂同郷のよしみを以てさな咎め給はず、只だ〳〵予が意のある處を深く諒せられん事を望む、無言多謝。

明治三十七年十二月十五日

於博文館編輯局

著者　石倉重継識

例言

一、本書は緒言中にも述べたる如く、我郷笠間町に鎮座し奉れる、胡桃下稲荷神社の縁起を編せるものにして、本書に筆を起せしは、去る十一月十日、稿を脱せるは同月十九日とす。即ち其間十日の小日子を費せるに過ぎざれば、従つて事實の誤謬、誤字、假名遣の個所あるやも計り難し、そは他日本書愛讀者諸君の垂教を待て、訂正増補せんと欲すれば、希くば深く咎め給はざらん事を。

一、本書を編むに當り、本社々掌塙稲蔭氏、並に本社々務所役員諸氏、及び氏子總代諸氏の、偉大なる盡力を深謝し、特に此事を記して永く紀念に存し置く。

一、本書巻頭に掲げたる、題字、題詠の執筆諸家は、皆是著者が多年愛顧を蒙り、予が著書を發刊するごとに、必ず題字題詠を惠與されし方々にして、特に今回の如きは、予の乞に應じて、往復僅に四日の小日子間に、執筆惠送されし好意を感謝するものなり。

併て云ふ、本書題字中、東久世伯と福羽爵との題字が誤につき、これ等の諸家に題字を乞はんがため、去る十二月四日午後、書簡を以て本社の神威赫々たる事を說きまゐらせ、希くばこの趣旨を汲まれて、來む七日夕刻迄に間に合ふ樣に願度しと申せしに、二公はこれを快諾せられ、仝日の午後、しかも時を仝じうして題字を送り給ひ、予喜んで此二書を手に觸るゝや、予は實に其奇遇に一驚を喫せると同時に、本社の神威赫々たる事を表示するに於て、此二公が期せずして同一字句を選まれし奇遇を、却て深く喜び、敢て改題を托しまゐらせず、直ちに印刷に附したる次第なれば、讀者も其心して見給はん事を望む。

尙予は本書著述の紀念の爲め、巻頭の題字題詠の肉筆は、擧てこれを本社に奉納したれば、折を得て一見せられん事を望むものなり。

一、小波山人巌谷季雄氏は、予が爲めに特に初午の句を吟書して送られたり、予は深く其好意を謝す。

一、本書印刷及出版に就きては、わが博文館支配人兼出版部長たる内山正如氏の大なる盡力を受けたり、こゝに掲げて好意を深謝す。

一、本書表紙の意匠並に本文の挿畫は、著者の親友青木香龍氏の勞を煩はしたり、是亦其好意を深謝す。

笠間胡桃下

稻荷神社緣起目次

題字題詠并序文

●故從一位勳一等侯爵久我建通君題字
●正二位勳一等伯爵東久世通禧君題字
●從二位勳一等子爵福羽美靜君題字
●東宮殿下侍講從四位本居豐穎君題詠
●華族女學校教授井上賴圀君題詠
●竹柏園主人佐々木信綱君題詠
●國幣中社大洗磯前神社宮司塙豐樹君題詠
●胡桃下稻荷神社々掌塙嘉一郎君序文

寫眞銅版口繪

●笠間胡桃下稻荷神社本社
●神樂殿

●祓殿
●隨神門
●御札場
●額殿
●參籠所
●社務所
●鳥居のトンネル
●本社羽面板彫刻蘭亭曲水の圖
●本社裏面の彫刻
●隨神門左右大臣
●境內の庭園（一、二、三、四）
●石倉より水戶海岸の遠望
●本社鳥居前より舊城趾佐志能山を望む

本文目次

●緒言……一
●例言……一〇
●緣起……一
●靈驗……五
●吾人は何が爲に此神を信仰するや……五
●御神像の事ども……七
●神位の事……九
●初午の事……一〇
●靈驗の事蹟……一一
●酒造家を救はれし事……一二
●清水の所在を指示されし事……一四
●孝道に導き給ふ事……一五
●殺生の非道を示されし事……一八

◉貧者を救はれし事……二〇
◉復健を加護されし事……二一
◉東京久松町支社……二七
◉現況……二八
◉本社鳥居前……二九
◉鳥居のトンネル……二九
◉隨神門……三〇
◉祠前……三一
◉本社……三二
◉神樂殿……三二
◉額殿……三三
◉御神水……三三
◉參籠所……三五
◉垢離場……三五
◉庭園……三六
◉講武館……三六
◉大錠……三六
◉石垣……三七
◉社務所……三七
◉社掌の邸宅……二八
◉御札と御守……三九
◉新嘗式規定……三九
◉祭典……四三
◉講社……四三
◉講社準則……四四
◉御神樂代參講規約……四六
◉萬人講規約……四八
◉御供米御神酒講規約……五一
◉大々一信講規約……五三
◉靈驗講規約……五六

◉講中名簿……五八
◉本納物……六三
◉參詣案內……六七
◉名物……六八

（以上）

附錄 笠間案內記目次

◉笠間町……一
◉高橋町……二
◉大町……二
◉笠間郵便電信局……二
◉笠間警察署……四
◉田町……四
◉思案橋……四
◉大石氏の邸宅……五
◉鐘樓……六
◉笠間第一高等小學校……六
◉西茨城郡役所……七
◉大黑岩……八
◉雨降櫻……九
◉笠間公園即ち笠間城趾……九
◉笠間城趾……一〇
◉笠間公園……一一
◉憐民の祠碑……一一
◉佐志能神社……一二
◉石倉……一四
◉玄勝院……一五
◉石地藏……一五
◉桂町……一七
◉四季櫻……一七

笠間胡桃下　稲荷神社縁起目次　畢

◉大和田町……一七
◉笠間尋常小學校……一八
◉涸沼川……一八
◉三所大明神……一八
◉愛宕町……一九
◉眞淨寺……一九
◉月崇寺……二〇
◉笠間馬市場……二〇
（以上）……二一

笠間胡桃下

稲荷神社縁起

翠葉石倉重繼著

縁起

茨城縣西茨城郡笠間町、字高橋町に鎭座し奉れる、胡桃下稲荷神社の祭神は、宇迦御魂命に御座し、人皇三十七代孝德天皇の御代、白雉年間、今の神社所在地の、胡桃樹のある下に祠を建て、始めて鎭座し奉りしものにして、其何人の祀祭し、將た何處の稲荷神社より神靈を迎へしものなるかは、未た正確なる史書に乏しく、又據るべきの古文書も無ければ、遺憾ながらこゝにそが事實を列擧して考證し難けれども、由來かゝる上代の事は神秘にして、到底凡俗の敢て窺ひ知るべきものにあらず、されば只た口碑に傳はれるものを以て正しとするの外無からん也。而して爾後幾多の星霜を經過し、寛保三年の夏に至り、時の

城主井上河内守正賢《正如の子、寛保二年相續、延享四年陸奥に轉封す》一夜夢想に、頭髪銀の如く、束帶嚴しき老翁忽然として現はれ出で、我は高橋町に在るの稻荷なり、わが祠元來狹隘にして處するに由なく、里人亦深くこれを憂ふる事久焉と。正賢驚きて目を覺ませば、枕邊に一個の胡桃實あり、依りて正賢甚く奇異の思ひを爲し、直ちに從者を高橋町に走らして、果して稻荷社の鎭座すや否やを慥めしめたるに、從者驚き歸りて其存在を語りしかば、正賢いよ〳〵不思儀の感に堪えず、またかゝる靈驗顯著なる祠のありしを知らで過せしことを悔み、直ちに祠後の地方五歩許を寄附し、祠を擴張めて祭器禮具を献じ、祀祭を盛んにしたりと云ふ。而して後數年を經て正賢江戸の邸宅に在りしに、またも束帶せる一官人來り訪ひ、胡桃子一筐を出し、自から名を通じて曰く、われは胡桃下門稻荷也、曩に汝に依りて居を擴張め、鄕人大に喜び、われ亦之を感ず、依りて今より益々國民を保護すべしと、語り終はりて、忽然姿を蹈悔し、遂に往く處を知らず、正賢これよりまます〳〵神威の崇高なるに感じ、旗二

流を奉納し、自ら常に本社に詣拜し、事故あれば必ず近侍を遣して代拜せしめ且つ城主の祈願所と定められしと云ふ。是即ち此祠興隆の始めなり。

因に云、本社所藏、天明四年十二月朔日の緣起に、この事を記せるものあり、左の如し。

（前文畧）寛保三年癸亥夏城主、井上河内守正賢、夢一人來言、吾祠地甚狹隘而不能寧處焉、鄕人亦憂之、願太守賜我數步地、正賢覺則看側有胡桃子一個、正賢大奇之、寄附祠後地方五歩、於是廣祠具禮器祀事孔盛、既而正賢覩東都、有一官者、束帶至邸舍獻胡桃子一筐、自通名曰、吾胡桃下門三郎也、嚮依君寵靈得廣居鄕人亦喜、吾感之、自今而後益保國民矣、正賢大喜奉納旗一流、在國則常詣拜、有事故則使人代拜、（以下畧）

後ち寛保四年三月十九日、牧野備後守貞通、當笠間に所替を命ぜられて此地を領するや、また先例に任して本社を祈願所と定め、崇敬一方ならざりしが、貞長に至りては、特に神威の犯す可らざると、神德の尊嚴なるに感じ、京へ具申し

て勅許を受け、充るに神位正一位稻荷大明神の賜號を以てせらる。後ち貞直となんいふ人は深くこの御神を崇敬せられ、自書金文字の扁額を奉納せられ、(奉納物の記事參照)後また牧野家より朱印地五石並に祭器を寄附し、時々參拜年々代參して幣帛料を納め、萬延年間本社改造の折には內陳一切を寄附せらる。神威これより益々旺盛に、靈驗いよ〳〵顯著なるが爲め、遠近の老若男女、詣する者年々多きを加へ、現今に至りては、宏壯輪奐たる殿堂甍を並べ、庭園廣濶としてしかも風致に富み、東北唯一の靈場と稱せらるゝに至れり、また以て敬すべきにあらずや。

(因に云)わが師故文學博士從四位栗田寬先生の增補せられたる新編常陸國誌卷の四に此御神の事を記されたるがあり、即ち左に全文を掲ぐ。

(稻荒明神)町の北側に在り、世俗之を胡桃下稻荷、又紋三郎稻荷とも云ふ、もと此地に胡桃の大木ありて、其下に鎭座せし、いさゝかの社なりしか、近年改造を加へて、美麗の社殿とはなれり、

さて此社にいつき奉れる、稻荷大明神即ち宇迦御魂神と申すは、那麼なる靈驗ある御神かと申すに、這は人も知る如く、五穀の豐饒を守護し給ひ、國を富まし家を榮えしめ、人の道直なれと思し給ふ御神なれば、生を此世に享る者は、宜しく信仰ふべき事は申す迄もなきことながら、こゝに予はこの御神が、古より如何なる靈驗を垂れ給ひしかを知らしめんため、そが歷史を考證し、以て信仰の基礎を確實にし、然る後靈驗の事實二三を列擧せんと欲す、如何となれば吾人は、いかに殿堂宏壯にして尊嚴なればとて、そが殿內に祭られたる神が、到底吾人をして安心歸依するの神ならざれは、神あつて無きが如く、何の敬意をも拂ひ難ければ也。

吾人は何が爲に此神を信仰するや

然らは吾人は何が爲めに、此稻荷神社を信仰するか、而して其根源は如何にと云ふに、即ち是前に述べたる如く、祭神宇迦御魂神あるが爲めに外ならず、さあらば此御神は、如何なる靈驗をか有せると云ふに、これなん即ち彼神名帳頭註と云ふ古書に『倉稻魂神（著者云、即ち宇迦御魂神にして、和名宇加能美多摩なり）』播二百殼一神、故云二稻荷一』とあるが爲めに起因せるものにして、古來より百穀を播し給ふ御神なればこそ、彼稻荷の神像には、稻穗を手にし給ふなりけり。而して尙彼古學者前田夏陰は、其著稻荷神社考に、この御神の靈驗を論じて曰く、『唯穀物のみ守り幸はゐ座すにあらず、天の下の人民に財の富を足らはし給ふ御功をさへ備座れば、世々を經るに隨ひて、神威彌益に顯はれ來て、世に普く崇祀られ給へるは、神德の殊勝て、廣く厚きに依れるなる可し』と、依之りて吾人が此御神を信仰せざる可からる理由を推知るべく、又決して根據なき信仰にあらざるを知るべし。而して又吾人は何が爲に、彼酒造、織物其他の產業に就きて、其豐饒ならん事を祈り奉るかと云ふに、是亦この宇迦御魂神

が、彼稻荷神社考に論ぜられしが如く、諸々の事に靈驗を垂れさせ給ひ、吾人をして偉大なる恩澤に浴せしめ給ふ事顯著なる神なればこそ、斯くはこの御神に祈請し奉るなり。さても此の如く貴き御神なることゝ知らば、吾人は宜しく誠心誠意此御神に歸依渴仰して、以て一生を幸福多く暮さん事を、愼み畏みて願ひ奉る可きは、予輩のいはでもの事なるべし。

御神像の事ども

さて序でに稻荷神社の御神像が、何の爲めに狐に乘りて、右手に稻穗を持し、左手に寶珠を持し給ふかと云ふに、這は申す迄も無く、百穀を播し給ひ、國を富ませ家を榮えしめ給ふ御心を取り奉りて、後人の像りしに依るものにて、其始は日本後紀、稻荷神社考等の文によりて參考するに、我朝寧樂（天平年間）の頃よりと覺し。

稻荷の荷字は、荷とある可き筈なるに、俗にりと呼ぶは、荷即ち爾は、理と音相通ずるより呼び

ならはせるにて、假令ば古事記の苅幡戸辨といふ人の名が、山城國蟹幡郷より起りて轉訛せるが如し。

何故狐を御使と云ふか

さて此稻荷大明神が、何故狐に乘され、またこの狐を御使者なりと云ふかと申すに、是即ち彼京都の伏見稻荷神社に、そのかみ命婦社又の名登宇女社と云ふがありて、この社に小芋、阿小町、黑尾と呼べる三ッの狐を祭れり、(稻荷鎭座由來記所說)而して此狐年久しく神社の邊りに捷み、種々奇異の功驗を現はせしかば、即ち稻荷神社の御使なりと云ひ囃し、遂に神とし崇めしより、今日に至る迄狐を以て、稻荷大明神の御使なりと云ひ慣はせしにて、彼古事記に、倭建命が近江國伊吹山に入り給ふ條に、白猪に化るは、其神の使者かとあるが如く、總て古昔より諸神には使者ありとし(例令ば鳩とか鼠とかいふ如く)云ひ傳へたれば、この神もこれ等の緣りより狐を使者と申しならはせしなるべく、

遂には其御像にも狐に乘れし樣を畫けるなるべし。

この狐を祭れる祠を、命婦社と云ふは、職員令義解に『婦人帶五位以上曰內命婦』とあるに起れるにて、往昔この祠に五位を授けられたるが爲め、かく呼びなせるなりとぞ。

神位の事

此御神に、御位を奉りたる事の舊史に見えたるは、類聚國史第三十四天長四年正月の段に『畏(美天奈毛)內舍人、從七位下、大中臣雄良(乎)差使(天)、禮代(爾)從五位下(乃)冠授奉(理)治奉(留)云々』とあるが初めにて、それより續日本紀に、承和十一年從四位の下、文德實錄に、嘉祥三年冬十月正四位下、三代實錄に、貞觀元年春正月二十七日正四位上、仝十六年閏四月七日從三位、日本紀略に、延喜元年九月十五日正三位、仝天慶三年九月四日從一位とあり、又本朝世紀に『天慶五年四月十一日、今日初請印座京中並山城國諸神位記五十三卷』是東西諸國賊亂之時、

被禱討減賊類、後天下諸神可被增加位一階之由、但至干極位之神、可被奉寄封戸者云々』とあり。即ちこの時正一位の神位を奉りたるなるべく、本社の御神も亦この例にならひ、舊城主牧野備中守貞長の時京都に具申して、即ち正一位の神位を請受けられしなりとぞ。

初午の事

さて此神社の大祭を、毎年二月の初午の日に執行ふ事は、何が爲ぞと申すに、這は神名帳頭註に『和銅四年辛亥二月十一日戊午、顯座伊奈利三个峰平處』とあるに依り起れるにて、又神祇拾遺に『此神顯形の時、二月初午に當れるより、恒例の祭を仕へ奉ると云へり』とあるが如し。而して初午の祭典は、何時頃より執行ひ始めしかと云ふに、これ亦餘程古くより行はれつゝありしと見え、彼歌聖紀貫之の歌集第一に、『延喜六年月次の御屛風八帖料歌四十五首、依內勅奉之』とある中に『二月初午稻荷詣したる處』と云ふ畫題に

ひとりのみわれこえなくに稻荷山
春のかすみのたちかくすらん

とあり、依之ても其那麼に古かりしかを知るべく、特に本社の初午祭典の如きは、其盛んなる事實に形容するに辭なき程にて、日本鐵道會社の如きは、參拜者の便宜を計らんがため、當日に限り數回の臨時汽車を運轉する程なりとは、今更なから神威の赫々たるを證するに足る可し。

靈驗の事蹟

われ〳〵がこの稻荷神社を何が爲に信仰し、はたまたこの御神は、われ〳〵に那麼なる靈驗を與ひ給ふかの老證につきては、ほゞ前項に於て其概畧を示したれば、こゝにはこの御神の赫々たる靈驗に依て、威大なる幸福を受けし事蹟を記さんと欲す。事蹟或は奇怪のふしあるが爲に、やゝもすればそが事實の存在を否定する者あらんかなれど、そは根底より此の神の存在を否認し、この神の靈

驗を尊崇せざる局外者、所謂信仰の二字を沒却し、度外に置きての立論なれば、敢てことゞ〳〵しく辨ずるの要なかるべく。たゞ〳〵予輩は信ずべきを信じ、凡俗の到底窺ひ知る可からざる神秘てふ事を深く予輩の腦裡に刻み置かば足りなんのみ。斯て始めてこの神の靈驗の、いよ〳〵崇高く、ます〳〵貴きを悟り得んなり。

酒造家を救はれし事

今を去る事殆んと一百四五十年前の頃なりき、時の笠間藩主牧野備中守貞長侯岩代國壁谷といふに二萬石の地を領し給へしが、此地に酒造を業とせる某なるもの住めり、この者年々多くの酒を釀せども、いかなる故か何時も〳〵不釀にして、皆酢と變じて用を爲さず、爲に某も餘りの事と深くこれを憂たみ、種々様々に手を盡し心を勞したれども、また如何ともす可からず、遂には家財も殘り少なに賣り放し、負債は山の如く嵩み、詮方盡きて既に絶望の深淵に投じ、

死を以てこの苦痛を逃れんとせしが、由來此者は不撓不屈の精神に富みたれば、尚ほ懲りずまに其翌くる年、家屋を典じ衣類調度を賣り放し、眞の赤裸々と成りて漸々の思ひに六尺桶三本に酒を造り、若しこれをしも不釀の不幸を見るあらば、最早詮なしいさぎよく腹掻き切りて死果てんと覺悟を極めたりしに、あはれこも亦酢と變じて用を爲さず、某は素より豫て覺悟を定めしながら、流石に妻子の恩愛の絆に曳かされ、途方に暮れて手を拱き、鬱々として今日死なんか明日にせんかと案じ煩へける折りしも、一人の老翁飄然として某が傍らに來り問ふて曰く、汝の相貌常ならず、何をか患ひ居るにやあらんと、某即ち應答て曰く、酒の不釀なるが爲に、家まます〳〵貧に迫り、身の置き處無きに心を痛め居り侍るなりと、前後のことゞも包まず懺悔したりしに、耳傾けて聽き居りし老翁は、此時完爾かとしてわれにその酒を見せよとて、某の出せる酒を熟視つ味ひて曰く、左樣に憂ひまじきぞよ、必ず好き酒と成らしめん程に、直ちにこれに蓋して數ケ月經たる後開き見よといふ、某は不思議の事をいふものかな

なと、半信半疑の間に老翁の云ふが儘に蓋し、さて貴翁は何處いかなるおん方ぞと問ひしに、老翁はわれこそ笠間胡桃下門三郎稲荷なりと言葉終はらぬに何時しか姿を隠したり、其後日數を經て蓋を取り見れば、果して老翁の教の如く、不釀の酒は變じて無類の上酒と成りしかば、某の欣喜假令んにものなく、靈驗の顯著なるに感泣し、直ちに笠間町に來りて胡桃下稲荷神社に禮拜し、これより深くこの御神を信仰せしかば、某が家はます〳〵富み榮えしとなん。

清水の所在を指示されし事

天明年間（今より殆んど一百二十餘年前）水戸の附近長岡村（東茨城郡）に、木村氏なるものあり、已が邸後に井戸を掘らんと、此處彼處と好き場所を選みたれど、未だ思はしき場所もなきに、評議もとり〴〵にて決定もつかざりしが、或る日一老翁來り憩ひ主人の物語を聽きて云ひけらく、井戸を掘らんには彼處こそ善らんと指差すに、主人は教の如く然すれば、土を掘る事半ばにして、一とつの古き壺を得たり、

不思議のことよと開き見れば、こはそも如何に金色燦然として眼もくらむ計りの黄金充ち滿ちたり、主人は驚き且喜び、尚も深く堀る事十數間なりしに、今度は清水混々として涌き出で、其味ひ甘くまた水量多し、主人はます〳〵打ち喜び、これより屋號を惠比壽屋と改め、兄弟分家して其家いよ〳〵繁昌したり。後ち彼老翁に會遇しかば、いづくの御方なりしかと問へしに、老翁は始めて笠間なる胡桃下門三郎の化身なりと語りて、其儘行く衛をくらませしより、主人は始めて其靈驗に感じ、早速本社に來り詣で隨喜渇仰極まり無かりしとぞ、而して彼井戸は今も尚ほ仝地に存在せりといふ、まことに難有き古譚ならずや。

孝道に導き給ふ事

仝じき天明の頃此地に某と云ふもの、只一人の愛子ありけるか、如何なる天魔の魅入りけん、不孝にも年老し兩親を振り捨てゝ、何處へか姿を隠したり、素より日頃寵愛限りなき一人の子の行衛知れずに成りしことゝて、甚くこれを患

悲み、熱心にこの御神に祈願を掛け、わが愛子の行衛を探り居りしに、ある日の夕間暮彼若者は飄然としてわが家に皈り來りしかば、兩親の欣喜假令ん方なく、心ひそかに稻荷の靈驗顯著なるに感じつゝ、其いかにして歸り來りしやを尋ねしに、彼愛子の曰く、われ老衰せし兩親を振り捨てゝ家出せしは、實に不孝の極みなれど、せめては江戸に罷越して何かの事業を探り索め、稼ぎに稼ぎて兩親を安らかに養ひ樂ましめんとせしが、すでに千住村（東京府下）に到りし着きし頃ほひ、一老翁にゆき逢ふて道伴となり、われに種々の物語などしつゝ、江戸の如き繁華の地に至りては容易に職業にあり付くべくもあらず、遂には東漂西泊身の置き處もなきに至るべく、剩ひ故郷には老たる兩親が幾許り汝の歸り來まさん事を待ち暮し居るやらん、急ぎ江戸にゆきて諸所を見物しなば、早く〳〵故郷に歸るべし、われまた笠間のものなれば、日を約してともに歸途に着く可しと懇ろに諭し示され、世には親切なる人もあるものかなと、それより江戸にゆき見物しつゝ、約束の日に千住に到り見れば、果して彼老翁はわれの來

るを待ち居れり、依りて直ちに打ち連れ立ち笠間まで至りしに、老翁はわれの止むるをもきかずして、尚も懇切にわが門前迄送り呉れたりと、事の仔細を殘りなく語り出せしに、兩親はその翁こそ日頃祈請を籠めし門三郎稲荷なるべし、いざ迎へて謝禮せばやと跡追ひかけしに早や影だに見えすなりぬ、於茲兩親は愈々神威の貴きを恐れ畏み、すぐ様親子三人して御禮參りに本社に詣で、ま す〳〵信心怠りなかりしかば、彼不頼極まる不孝兒は、善心に立ちかへり、殆んと別人の如き者となりしと云ふ、宜にこれを以ても、この御神の孝道に導き給ふことに熱心なるを察し奉るべきなり。

殺生の非道を示されし事

文政の頃とか申す、磐城岡棚倉藩主阿部侯は、甚く鷹野を好まれて、多くの鷹を飼ひ置かれしが、中にもいとゞ秘愛の鷹一羽、何處にか姿を失せしかば、鷹匠の人達も驚ひて、這は一大事出來せりと、諸處をくまなく探れども、遂に

姿を見當てざれば、おもふに是野狐の仕業ならんと、日を期し野狐狩を催さんと、一家中調度を整ひ、明日こそはと云ふ前夜、一老翁來り訪ふて、之れは笠間の胡桃下門三郎と申す者なり、少しく請願の筋ありて參りたれば、侯に直接面謁を乞はんと云ふに、侯も異なる事を申出つるもの哉と審しみながら、不取敢面談せしに、例の翁完爾として曰く『侯には明日を期して領内の野狐を狩せんとかや、さあらば希くば三日間の猶豫あり度し、少しく思ふ節もあれば』と、其儘何處へか姿を隱せり、さて聽て三日目の曉に至れば、家臣の面々息巻きて、今日こそは野狐一匹も餘さず狩り取らんと、兩戸を開けば這はそも那麼に、玄關の敷石に年古りたる一匹の老狐斃れ居りて、其傍へに秘愛の鷹、恙無くありしかば、家臣は之を見て驚喜一方ならず、直ちに此旨を藩侯に申達しければ、侯始め家臣の者共、皆不審の眉をひそめつ、三日以前に來りし彼老翁こそ、さては尋常の人には御座さゞるべし、いでこれより直ちに笠間町に至りて、門三郎なる翁ありや無しやを慥めんと、早速に使を走らして見れば、門三郎とはこ

ましなん本社の俗稱にて、他に全名の者も無しと云ふに、僕を始めとし家中の者迄、深く神德の顯著なるに感じ、直ちに報謝として大幟一對を奉納し、次で鳥目其他の數々を寄進して、いよ〳〵信仰せられしとぞ。

貧者を救はれし事

仝じく文政の頃縣下那珂郡南酒田村（今の木崎村）に里正池島氏なるものあり、盛者必衰の世の理りに漏れず、あはれ月漏る破屋に借錢の嵩むを嘆じ、襤褸を纏ひつ遣る瀬なき行末を嘆じつゝ、ありしに、たま〳〵知人の勸告に感じ、本社の靈驗顯著なるに一心を歸依して朝な夕なの信仰人も驚く計りにて、月の二十九日には、遥々本社に參詣し、熱心に祈願を籠めて歸村する事、殆と二十年に及びしかば、さしも貧窶に身を苦みし池島氏も、漸々借錢は失せ、山林田畑は日を追ふて增加し來り、遂には近鄉稀に見るの富豪家と成りしより、家人共は是皆本社の賜物なりと、ます〳〵信仰怠りなく、且我邸內に小祠を建立し、此御神の幣を移して朝夕禮拜供饌に心を込めしとは、實に殊勝の振舞ならずや。

復讐を加護されし事

下野宇都宮の藩主戸田日向守忠延の臣、本田良之助といへる者が、不倶戴天の父の仇、鈴木忠左衛門と云ふを、縣下東茨城郡大串村寶性院境內に討ち止めたるは、天保十一年三月二十日の曉にして、世に有名なる事實なるが、今此良之助が、本社御神の偉大なる加護を受けしといふ事あれば、そが次第を記さんに、良之助の父は名を國太夫と云ひ、日向守の足輕なりしが、天保元年十月八日、如何にしけん俄かに行衛不明と成りしと仝時に、同僚鈴木忠左衛門夫婦も亦、何處へか姿を隱したり、されば藩中の者も餘りに不思議の事と思ひつれど、未だ其何の故たるを知る者無し、時に良之助は、年僅かに七歲にして何の分別も無き少年なれば、遂には一家斷絕の悲境に陷り、止むなく母に伴はれてさる親族の方へと厄介の身と成りたれど、この家亦敢て富めると云ふにあらねば、詮

方なく七歳の少年艮之助を、日光山内安剛院と云へるに遣はしたり、かくて月日に關守なく、艮之助年十歳と成りし頃、父の行衛の知れず成りしは、まことに忠左衛門の爲めに斬殺されしなりと聞き、少年ながら甚くこれを憤慨し、如何にもして父の仇を報ぜんと、奇特にも思立ち、秘かに忠左衛門の在所を探り居りしに、艮之助十七歳の夏、宇都宮藩士にして、さる仔細のありて虚無僧と成り、縣下新治郡戀瀬村に住みし者が、諸所遍歴中忠左衛門が久慈郡高柴村邊に徘徊しつゝあるを見たりと告げしかば、艮之助の喜び一方ならず、直ちに住僧に暇を乞ひ、彼地に發足せんとしたれど、あはれ父の殺されし時は、艮之助未だ七歳の頑是なき時とて、めざす仇敵の面體も知らざれば、漸く母方緣類の政五郎と呼べる者が、仇敵忠左衛門を熟知せる由を聞き、これに賴みて全行を乞ひ、天保十一年の六月朔日、久慈郡指して出立し、途中本社に親しく詣でゝ、希くば神明の加護に依り、恙なく不俱戴天の仇を報ぜしめ給へと、熱心に祈願を掛け、日を重ねて高柴村に到り見れば、此時すでに忠左衛門は、茨城郡（今の東也）天

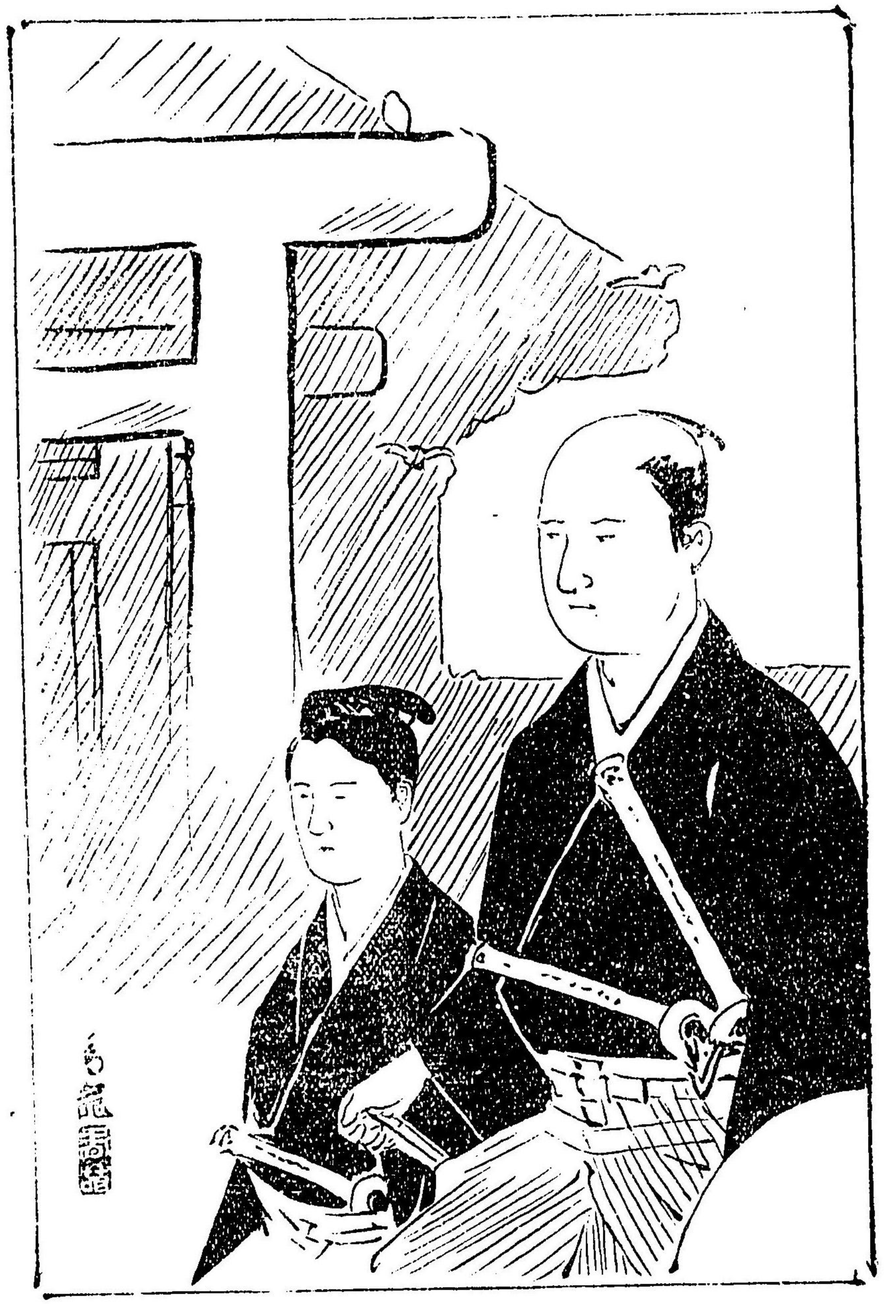

神村といふに至り、醫師を業としつゝ世を送れりとの由に、又も仝地に至り見れば、這はそも那麼に忠左衛門は、仝郡酒出村邊へ移れりといふに、一時は落膽せしもの、仇の在所の明かなるに、自から心も勵みて、漸く仝地に到り糺せば、意外にも仇敵は此時足跡を晦まして行衛を知らず、於茲長之助の失望例令ふるに物なく、暫時落膽の涙に掻き暮れてありしが、聽て涙を拭ひ嘆息すらく、われかく心を痛めて仇を探れど、何のしるしもあらざるは、畢竟信仰の念未だ薄ければならんと、健氣にも悟りを開き、ます〳〵熱心に本社を遙拜祈請しつ、或は太田町近村に逍遙ひ、或は水戸城下に至り、磯濱、港の邊りを巡りて、北濱筋へ出でんと志し、疲勞し足を引きずりつゝ、今し馬渡村（那珂郡）の渡場に差掛らんとせしに、手に笠を携ひ、草履脚絆に頬冠りして、彼方より來れるものあり、政五郎こを見て審りながら、彼が容貌を鏡ひ見れば、正しく これ仇討忠左衛門に相違なきに、雀躍して打ち喜び、いであと追ひ驅けて打ち取らんと走り出せば、彼はトある小松原を横切りて姿を隱せり、兩人の口惜し

さいふ計りなく、無念の涙を呑むで協議すらく、彼草履をはきて旅するを見れば、必ずや此最寄りに潜伏し居るならんと、それより此邊りを彼方此方と探索め、月の十九日大串村の近村に至り、トある茶店に腰打掛けて、それとなしに浪人の噂などしつゝありしに、茶店の老爺これを聞き付け、わが隣村大串村の實性院にも、一人の浪人來り住み、醫を業と爲し居れりと云ふに、兩人は心ひそかに打ち喜び、さあらぬ體にて茶店を立ち出て、白晝は人に悟らるゝをそれありと、わざと黄昏頃を待ち、夜暗に乘じて大串村に入り、實性院の戸外に彳み、室内の樣を窺ひ見れば、おりしも來客を玄關に送り出せる主人は、案の定仇敵忠左衛門に紛れなきより、兩人は天を拜し地に伏して、これそ日頃祈願を籠めし笠間稻荷大明神の御引合せ、さても難有き御事よと、欣喜合掌遙かに本社を伏し拜み、其夜は兩人本堂の椽下に忍ひ込み、息を殺して夜の明くるを待ち受け、長之助は一刀を横へて堂の側らに進み、怨敵の起き出つるを、今や遲しと待ち擁へたり、かくとは夢にも知らぬ忠左衛門、何時になく早く起き出て、

裡戸を明け放ちて庭内を漫歩し始めぬ、艮之助これを見るや、あはれ稲荷大明神、此仇返へすを守らせ給へと祈念を凝し、『父の仇敵覚悟せよ』と、一刀を忠左衛門の肩先きに切りつくれば、忠左衛門は驚きて、あれッと叫びつ逃んとするや、さはさせじと艮之助、またも白刃をひらめかして、背筋を深く切り付けたれば、最早これ迄と、忠左衛門も、死物狂ひとなり振り向き様、艮之助に組みつくを、政五郎躍出て、小刀引抜きグッと脇腹を突差したれば、何かは以てたまるべき其場に瞳と倒れ伏したり、於茲艮之助は、めてたく仇敵を討果し、首掻切りて、最寄りの番所に届出で、滞りなく検視も済み、若年ながら神妙の振舞なりとあつて、官より種々の賞品を賜はり、公に帰國を許されたれば、艮之助、政五郎は歸國の途次、直ちに本社に参詣し、若干の料を奉納して恩を謝し奉り、これより毎年此月には必ず参詣したりと云ふ、宜にや此御神の神威貴き、かくも孝子の志願を嘉納し給ひて、始終擁護せられしと思ひば、誰か崇敬の念を起さゞるべき。

以上はこれ予の耳にしたる本社靈驗の口碑にして、其他世に隠れたる事蹟は、素より數ひ難き程澤あれども、さまではとて省きたり、只た〳〵著者の切に希ふ處のものは、寧ろ此口碑に依て信仰の心を起さんより、前條に掲げたる拙文靈驗の記事に依て深く銘肝歸依されん事を願ふものにて、只た此口碑は參考に資せん爲め記載したるものなれば乞ふ是を諒せよ。

東京久松町支社

本社の支社として、今尚東京市日本橋區久松町三十九番地に奉祀せる胡桃下稲荷神社は、去る安政六年十一月舊笠間藩主牧野越中守貞直、始めて濱町の邸内に分祀せしを、明治六年十二月現今の地に遷座して、全十一年三月六日、官許を經て衆庶の參拜を許し、毎月の縁日には、寄せては返す人浪に、其賑はしさ假令ん方なく、境内には本社（土藏造安政年間創建）社務所、神樂殿（明治二十年增築）及び石鳥居、石燈籠、手洗場、天水釜等ありて、人家稠密せる街に

は、稀に見る莊嚴の社なり。

現況

境内地域殆んど三千餘坪を有し、巍然として聳ゆる幾多の社殿は、彼方此方に點在して、結構壯麗云はん方無く、參拜者常に群集し、朝な夕なの御神樂は、哭詞の聲と相和して、幽更に幽を加ひ、清淨塵一點を止めざる庭前には、白鳩群れ遊びて詣者の投じ去る餌を啄る、もし夫れ一度來て社頭に立たんか、如何なる無神論者と雖も、嚴然襟を正しうして、神威の赫々たるに自から崇敬の念禁じ難からん、いでやこの尊嚴にして犯す可からざる本社境内に於ける現況の一切を記さんかな。

然り而して予は此靈境の現狀を記さんとする、唯一の好方便として、諸君が將に本社に詣拜せんとする道順に依りて、記述する事の尤も都合よからん事を信ずれば、先つ本社鳥居前より筆を起すべし。

本社鳥居前

諸君は笠間停車場に於て汽車に別れ、徒歩又は人車にて本社に參拜せんと欲せば、まつ北に向へる一筋の大路、そを進む事約十三丁、荒町と高橋町の界より右折して東にゆけば、左の方に周圍丈餘の大鳥居を見るべし、是即ち本社々前にして、この大鳥居をくぐりゆけば、又も大なる石鳥居を見るべく、鳥居の中央には金文字にて『正一位胡桃下稻荷大明神』と記せる銅額を仰ぎ見るべし、これなん天明四年八月十三日神祇道官領卜部朝臣良延の揮毫せられたるもの、更に進めば高さ五間許りの小鳥居は、其數殆んど三百餘本、一寸の隙間も無く建て列ねられ、恰も

鳥居のトンネル

を過ぎ行かの如かるべし、是皆本社に祈願を籠め、靈驗加護を蒙りたる人々が

誠心誠意、數十里の道を遠しとせずにしてこを見れば誰か此祭神の靈威に驚嘆せざるを得んや、さてもこの鳥居のトンネルを過ぎ行けば、又も大なる赤鳥居を見るべく、次ぎなる二本目の石鳥居の、其形狀異樣なるを見るべし、「これなん下總國曾我野舊藩主戸田忠至侯の息戸田鐘太郎藤原忠綱が、安政四年二月初午の日、所願成就奉謝の爲めに献じたる鳥居にして、これより尚ほも進みゆけば、即ち是

隨神門

にして、間口四間六寸、奥行二間四尺あり、誰雅びなる講師のすさみにや、或は田殖の樣を畫ける、あるは武人の面影を書けるなど、無數の大額は檐前に掲げられ、見るもゆかしき左右の大臣、(口繪參照)これぞ名匠の聽えありし、石樹の刻なりとかや、《石樹、性未詳慶應六年當町瀨尾藤兵衛方に來り、四年間滯在彫刻せりと》其他外形内容絢爛荘重にして人目を樂しましむ、隨神門を出つれば、即ち

祠前

にして、詣路の左右には、慶應三年九月葛飾郡釜屋萬治郎外二十五名が献ぜる石燈籠一對、並に嘉永年間上高根澤宇津權右工門、木村傳兵衛其他の信者が献じたる金石燈籠數十基を始め慶應二年五月世話人井筒屋彦兵衛等の献ぜる豐榮講碑、水海道町須田七之助の金一千圓寄附の碑、市野谷箕輪富治の金弐百圓寄附の碑其他無數の建碑累々として並び立ち、殊に目立ちてわれ等の眼をひくものは、出征軍人を送りたる銘旗が幾本となく祠前に建てられてある事なり、さても是等勇ましき軍人を出せる遺族が、わが最愛なる出征者の武運長久を祷りたるすさみかと思ひば、そぞろ仝情の感なき能はざるなり、さて此處を過れば、即ち

本社

にして、拜殿は間口四間一尺、奥行二間三尺三寸、屋根は銅瓦を以て葺き、唐破風造にして、本社は、拜殿の後方に在り、祭神宇迦御魂命を鎭座し奉る處方三間一尺餘、是亦屋根は銅瓦を以て葺き、周圍には名匠後藤縫之助が、安政六年四月本社造營の際彫刻を托され、十年餘の長日月を費して刀を振ひし、蘭亭曲水の圖、並に三頭八方睨の龍及ひ獅貌を以て裝飾し、其精巧なる事到底筆紙の能く形容し得べきにあらず。

神樂殿

は、本社の東方に在り、明治八年五月二十五日上棟、安見太兵衛の發願にして、星茂兵衛、山田和平、山田常三郎、川邊善兵衛、富岡仙太郎、廣澤直助、岩田孫三郎、これが發起世話人となり、石井藤右衛門、竹村平次郎、原田吉兵衛、大世話人となり、石井雅太郎、木村信造其他の諸氏出納補助を掌り、祭主塙瑞枝、副祭主塙豐樹の兩氏臨場して仝月二十六日祭典の式を擧行せるもの、間口三間五寸、奥行三間四尺五寸、結構壯麗にして、毎年大祭擧行の節は、此處に於て樂を奏す。

額殿

額殿は神樂殿の背面と北隣に在り、一は間口六間奥行三間を有し、やゝ古きは三間一尺四方あり、室内には威儀嚴然たる御神像の白狐に乘し給へる圖、又は一家揃ふて祠前に詣拜せる樣を畫けるなど、あるは何あるは何と、おのかじゝ健筆を揮ひて、趣向を凝らせし無數の額、いづれも金色燦然として眼を眩まし、美麗なる事いはん方なく、春の日永に悠々乎として、眺め暮すも興あるべし。

御神水

本社の後方、玉垣の側らに在り、これぞ神前に供ひ奉る可き靈水の涌出する處にして、昔時より靈屋を以てこれを圍み、庶人の素りに窺ふをゆるさず、著者深く感ずる處あり、即ち社掌塙嘉一氏に請ひ、特に許されて此混々として涌き出つる靈泉の水を飲むて俗腸を洗ひ、邪心を淨ふすることを得、こゝに奉謝の爲め、著者が多年恩顧を受けし從一位勳一等侯爵久我建通の君に

靈泉淨心

の四大文字の揮毫を乞ひ、これが扁額として奉納す、本書巻頭に掲げたるもの即ち是にして、仄かにきけば此額今は本社々務所の寶庫に秘藏されつゝありと云ふ、若し讀者にして此眞筆の一見を乞はんとならば、宜しく社務所に至りてそが手續を履まれん事を、社務所に於ては喜んでこれが一見をゆるさんか。

因云　久我從一位公は去明治三十六年九月二十八日午前九時半込區新小川町の自邸に薨去せらる、享年八十九、四朝に歴仕せられ、議奏内大臣たり、仝年十月四日永平寺管長森田悟由禪師大導師として、芝青松寺に於て葬儀を營まる、此書は公八十六歳の時の筆にして、即ち明治三十三年五月九日著者にたまはりしものなり。

參籠所

おこもり所は、本社の西北隅に在り、間口五間半、奥行二間半、二階建の家屋にして、傍らに

垢離場

あり、本社信仰の熱心者は、四時此處に來りて冷水に浴しては祈願し、祈願しては冷水に浴し、特に寒三十日の間此處に參籠して絶えず祈願するの樣、其熱心なる實に感伏の外なし、

庭園

は本社の背後に在り、さまでに廣濶と云ふにはあらねど、しかも珍花奇草は池水の邊りに色香を競ひ、ゆかりの色の藤の花は、其長一尺餘りありて、老木尤も珍とすべく、園の東方には十年役の紀念碑あり、篆額は熾仁親王にして、撰者は山田顯義伯、書は氏家邦卓氏、後庭には

講武館

ありて武道を講じ、そが西北には日清戰爭紀念碑建てり、篆額は彰仁親王にして、山地大將元治氏の選なり。

大錠

は本社の西側にあり、量目八十貫目あり、明治十五年舊正月磯濱町秋山直藏の

寄進、

石垣

は本社の西部を圍めるものにして、其長さ十七間、東京誠心講中より寄附せるもの、其他種々の寄附物ありて、數ふるにいとまなければ略す。

社務所

隨神門の西部にあり、間口十一間、奥行七間の大屋にして、左右を拜殿と御札所とに分ち、正面の大玄關を入れば、左に祈禱受所あり、此處にて祈禱を乞へば、社人出てゝこれを迎ひ、玄關より案内して室内に入らしめ、本社拜殿に於て祈禱執行の後、御酒、御饌を供して丁重の待遇を爲す、室内極めて優美瀟洒なれば、心神爽やかにして、俗界に遠ざかれるの感あるべし。

其他社人の詰所、寶藏、協議所、末社等あれども畧す。

社掌の邸宅

本社を主宰する社掌の邸宅は、社務所北隣にあり、大なる石門を入りて進めば即ち玄關にして、本社に關はる重大なる事件並に葬祭に係る用務につきて、直接社掌に面會を望まるゝ人は、必ずこれより訪ふ事を要す、今の社掌は著者の竹馬の友にして、夙に東京錦城中學校に入り、卒業の後ち國學院並に皇典攻究所に入つて斯學を研究せるの人、父は前社掌にして豊樹氏と云ひ、今は國幣中社大洗磯前神社宮司たり、其父瑞枝氏は舊藩主牧野侯の招聘を受け、始めて鹿島より來り本社を主宰し、本社が現時の如く盛大なるを得たるは、全く此人の盡瘁によれりと云ふを憚からず、氏の祖先は、わか常陸國の最舊族中臣鹿島連より出て、學德共に秀でたるの人なり。

御札と御守

本社に於て下附さるゝ、御札並に御守の種別は左の如し。

△胡桃下稻荷神社御祈禱札
△造酒繁榮の御札
△御神像御札
△疱瘡御守
△運開御守
△安産御守
△一代錦御守
△戰捷御守

其他數種及び御軸物等あり。

祈禱式規定

本社に詣拜して祈禱を乞はんと欲する者は、左の規定に依りて出願せらるべし。

胡桃下稻荷神社祈禱式規定

第一條　本社祈禱式を別て左の四種とす

大々神樂

大祈禱

第二條　各式の納金は左の如し

但し並祈禱は從來の慣行に據る

大々神樂

一金參拾貳圓

此内譯

金拾圓也　神饌料

金五圓也　神納金

金五圓也　奏樂及神子舞料

金五圓也　五ヶ町祝儀

金七圓也　社中祝儀

大神樂

並祈禱

一金拾八圓

此内譯

金七圓也　神饌料

金參圓也　奏樂及神子舞料

金五圓也　社中祝儀

大祈禱

一金八圓

此内譯

金五圓也　神饌料

金壹圓五拾錢也　奏樂料

金壹圓五拾錢也　神納金

第三條　各式に對し玉串料は左の割合に依り納金すべし

但し各自變更することを得

大々神樂
大神樂
大祈禱

第四條　前條各式共納金額は其式に依り之を納め玉串料は每壹人限り之を納むるものとす
第五條　大々神樂大神樂の兩式を擧行せんとするものは豫め其日を定め少くも十五日以前に本社々務所に申出つべし
第六條　本社々務所は各式其擧行の申出ありたるときは其日時を定め社前に公示し其準備を爲すへし
第七條　各式擧行の發起人其他の人名は日常社前へ簿冊と爲し供へ置き尙寶庫に保存すへし

附則

第一　五拾人以上の團體を以て各式を擧行せんとするときは日本鐵道會社は相當の割引する事を特約しあれば其發車驛に請求せらる可し
第二　從來講中代參の組織は區々なるを以て將來成立するもの又は組織中の者と雖も可成大祈禱の定規に據り漸次改正せられたし
右相定め候也（明治三十四年一月）

每壹人に付金壹圓
仝　金七拾錢
仝　金五拾錢

祭典

本社に於て擧行さるゝ、祭典の重なるものは左の如し

△元日祭典式（一月元日）
△孝明天皇祭（一月三十日遙拜式）
△紀元節（二月十一日遙拜式）
△神武天皇祭（四月三日）
△神嘗祭（十一月三日）
△大祓（六月三十日　十二月三十一日）
△新嘗祭（十一月廿三日）
△月次式（每月一日）
△祈禱式
△大祈禱式（本納新禱式等）
△新講中祈禱式
△臨時祭式（霜月十五日及苞初午）
△太々神樂式

講社

本社祭神を信仰して、武運長久、家門安全、商賣繁榮の靈惠を願はんが爲め、相互に結托して、こゝに講社なるものを設け、年參、月參、及び祈禱の事を執り行ふ、其隆んなる講社の數四百餘、信徒の數實に七萬餘人を有し、其他公の認可を經ずして組織せる講中を通算せば、蓋し其數幾許なるやを知る可からず、以て本社の神威赫々たるを推知すべく、而して是等の講中は、隊を爲して時々本社に詣拜し、太々神樂を奏し、將た大祈禱を擧行して信仰の實を表しつゝあり、實に其熱心奇特なる、うた、予輩をして感嘆禁じ難からしむ。

講社準則

本社々務所に於て、講社準則なるものを規定して、去る明治三十四年十一月公衆に向つて發表せり、即ち左の如し。

今般定宿幷に各講社の請求に應じ、左に講社準則を編製したり、然れども信仰の諸君に、道程の遠近又は市町村の區別ありて、人員を一定するとを得ざるべしと雖も、大略本則の標準に據り、月醵金或は代參の人員を增減斟酌するときは、乃以て其宜きを得べし、蓋し該組織たるや、本社規定の大祈禱を神前に奏するの法なれば、最も神慮に適ひ、從つて講員に對し滿足を與ふるの擧なりと思考す、乞ふ各地の信仰諸君、本法を賛し各一講を組織せられ、神明の冥助を受け、各自の繁榮を得らるゝあらば、之に過ぎたる幸福なかる可し。

明治三十四年十一月

胡桃下稻荷神社々務所

講社準則

第一條　本講は笠間胡桃下稻荷神社へ年參の信仰者を以て組織す

第二條　本講は五十人を以て一組と爲す

第三條　一講中に世話人五名を置き順次講中の事務を處理す

第四條　本講に加盟するものは毎月金拾錢宛醵金し左の方法に據り之れを支出す

一金六拾圓　五十人一ケ年間醵金

內

金五圓　神納金

金三圓　奏樂料及神饌料

金二圓
金五拾圓
合計金六拾圓也

殘四十人分御札幷御供物料
代參拾名旅費

第五條　本講は毎年春季に於て代參人十名を本社に派し家内安全營業繁榮五穀成就の祈禱を本社に於て執行す

但代參人は世話人一名外九名つゝと定む

第六條　代參人は毎年の始めに於て抽籤を以て之れを定む

第七條　月懸金は世話人に於て集金し適宜確實なる方法を定め之れを預け入る可し

第八條　本講は滿五ヶ年を以て壹週と爲す

御神樂代參講規約

胡桃下稻荷神社御神樂代參講

胡桃下稻荷神社は、各位夙に信仰の事は言を竢たず、然り而して茲に御神樂代參講を設立し、毎年春秋兩度廣前に於て、家内安全、子孫長久、五穀成就、商賣繁昌の大祈禱を執行し、神德の惠澤を被り度、共同一致の講社を結ばんと欲す、翼くは御同感の諸君、左記の納金及び順序等御熟覽の上、御加盟あらんことを企望す。

一大祈禱　納金五拾錢
　　賄料金五拾錢　一泊
　　掛物　壹幅

但し木札　壹枚
御供物及社務所に於て神酒を呈す
講社中へ春秋紙大札壹枚つゝを配ること

右は年限二ヶ年半と定め五名を壹組とし一回毎に一組より一名宛代參致すものとす

一太祈禱年々〔舊三月十日 全八月十日〕貳期とす

但午前九時執行之事

一　講金一名金貳拾錢宛を集め代參人金一圓を納金賄料とすること

一　講社加盟の諸君代參の節は賄等の都合も有之候に付前日に定宿へ端書にて御通知を乞ふ

尤右端書料は御出張の際講社より仕拂ふこと

但し代參の際は代參帳必ず御持參の事

明治三十四年　發起

御神樂講中

右總代

西茨城郡笠間町石井德藏、同郡同町小藥伊左衛門、同郡大原村大字小原山口熊吉、同郡宍戸町大字鴻巣内桶勇右衛門、同郡同町大越喜十、同郡大原村大字中市原石井恭藏、同郡南山内村大字手越前川伊兵衛、同郡同村大字加賀田須藤音吉、同郡同村大字本戸谷田部卯之吉、同郡西山内村大字日澤高松直之助、同郡北山内村大字福原田村庄之助、同郡大池田村大字福田小西文彌、東茨城郡鯉淵村大字五平藤枝庄三郎、同郡下中妻村大字杉崎谷津平助、同郡同村市毛長兵衛、西茨城郡大原村大字小原嶋田四郎治

定宿評議員

西茨城郡笠間町井筒屋彦兵衛、同町惠比壽屋嘉兵衛、同町吉原屋政兵衛、

萬人講規約

當地の有力家前縣會議員石井雅太郎氏會長の下に設けられたる萬人講の規約は左の如し。

緒言

常陸國笠間町に鎮坐する胡桃下紋三郎稻荷神社は靈驗殊に著しく信仰の諸君各地に散在するも講社の設け未た完全したる者なきを以て茲に本講を設置し汎く同盛諸君の御贊助を得て御神德のある處を發揚せんと欲するなり乞ふ信仰の諸君御加盟の榮を辱し本講の目的を達せられんことを希望の至りに堪へす謹て申す。

會長　石井雅太郎

胡桃下萬人講規則

第一條　胡桃下万人講は常陸國笠間町胡桃下紋三郎稻荷神社を信仰するものを以て組織す

第二條　本講に加盟するものは毎年金貳拾錢宛五ヶ年間初穗料として奉納するものとす

第三條　本講は初穗金を積立之を本社々務所に預け込み壹万圓に達するを俟て本講より之を神社に寄附すへし

第四條　寄附金は之を公債證書と爲し保存せしめ使用を禁し收入すへき利子は毎年左の方法に據り之れか支出を委託す可し

但施行細則は別に之を定む

金五百圓　公債額金壹万圓に對する利子支出方左の如し

內譯

金百圓　本社大祭の節本講員の人名簿を神前に具し家內安全の祈禱を執行する費用に

供すると

金弐百四　積立本講員中天災地變若くは不時の厄難に罹りたるものに惠與せしむること

金弐百四　毎年大祭の節講員の圖引を執行し當籤者に贈與すると

第五條　本講に加盟したる講員には講員の證を附與し毎年御守一箇御神供一包を贈る可し

第六條　滿期の奉納を了したるものは錦にて製したる一代御守幷に特別製御軸物及土器の神盃を贈與す可し

但一時に即納するも同樣とす

第七條　本講は衆力に據らされは目的を達するを得さるを以て本講に盡力するものは別に方法を定め相當の待遇及徽章を贈與す可し

第八條　本講は事務所を當分本社々務所内を借用し之に充つ

第九條　本講に役員を設くる左の如し

總理　一名

但當分本社會長に囑託す

評議員　無定員

但各地重なる信者に囑託す

幹事　無定員

但各地に之を囑託す

事務員　若干名

但當分本社社務所員に囑託す

第十條　本講の收支は毎年之を講員に報告すへし

第十一條　總理は本講一切の事務を所辨し本講に關し必要の場合は評議員を招集し百般の事を議決す

第十二條　講員にして他に轉居したる者は之を屆出つ可し第四條の災厄に罹りたるものは相當の證明を要し幹事の手を經て本講總理に屆出つ可し

明治二十六年二月

胡桃下萬人講元幹事

御供米御神酒講規約

御供米御神酒講の規約左の如し。因に云ふ本講は明治二十六年舊十一月十五日の開講にして、去る三十六年舊十一月十五日規則改正せるものなり。

常陸國笠間胡桃下稻荷神社御神酒御供米兩講規則

第一條　御供米講は有志信仰諸君の講力を以て御加入の年より向三ヶ年を期し御供米を積立て全備に至り收納したる御供米を賣却し毎年玄米貳百俵の御供米を收穫す可き田地を買取り講中名義を以て寄附をなすものとす

第二條　御供米講は三ヶ年を壹週とす壹ヶ年分壹名に付玄米貳斗五合代金に換算すれば金貳拾五錢三ヶ年に七斗五合代金に換算して金七拾五錢神納するものとす

第三條　御神酒講へ御加入者は御名義を臺帳に記載し永代御神前へ御備置き日々御家内安全御祈禱執行仕候

第四條　御講中より御奉納御供米御神酒料は御町村方御加名者拾名毎に御總代一名を置き其總代を以て社務所へ御送り被下度其際講元より請取證差上申候

但し御送納の節御總代に限り御壹泊料は講元に於て支辨致し候

第五條　講社へ御加入の御方様は二ヶ年間御札御守差上滿期濟の御方へは講社員の證御渡此證持參御參詣の節は御神酒差上申候

第六條　兩講御加盟者拾名以上を以て代參講を組織し代參人は講員一ヶ年三分の一と定む御加入之年數より向三ヶ年を一期とす代參人に於ては講員壹名に付金五拾錢つゝ不殘掛金御取纏の御神納の節は定宿に御案内申上宿泊料は講元より差出し申候

但し御參拜の期日は舊二月初午雨大祭日其他は代參人の隨意たると右記載仕候得共御熟覽の上、御不分明の義は講元へ御問合せ被下度、左すれば詳細に可申上候間、御賛成之上御加入之程奉希候也。

稲荷神社御神酒講元

願主

當社內廣谷勘七、同浦井誠太、同小林粂吉、當所山田末吉、同田口豊次郎、同德藏惣兵衛、

講元

大方昌隆、舟橋仙助、定宿(橘屋)平原子之吉、定宿(伊勢屋)瀬尾常之助、定宿(大坂屋)廣瀬よゆ
定宿(笠間館)來栖辰次郎、定宿(吉原屋)根本政兵衛、定宿(惠比壽屋)鶴田嘉兵衛、定宿(井筒屋)
磯畑彦兵衛

太々一信講規約

太々一信講の規約左の如し

各地信仰の諸君へ勧告す

吾等儀常陸國笠間町に鎮座ます、靈驗顯著なる胡桃下稻荷神社の御神德に浴する事久しく、遉に神社へ太々料を奉納するに際し、春秋二期を以て代參共同祈禱の便を社務所に乞ひ、こゝに太々一心講社と名付け、爾來歲を閱するに從つて、益々隆盛の域に達し、講員の數實に數千を以てするに至りしが、中途少しく障害の事あり、爲めに吾等深く是を遺憾とし、更に本講を『太々一信講』と改稱し、愈々本講の盛大を企圖し、廣く社員を募集して、以て神聖無極の威德に依り、洽く武運長久、家門安全、商賣繁榮の靈惠を得んと欲す、希くば各地に散在する本社信仰の各位よ、左記本講則御熟覽の上、續々御加入の榮を賜はらば、豈たゞに吾等の光榮のみならんや、蕪言多謝。

茨城縣行方郡玉川村大字井上

本講發起人　高野定五郎

胡桃下稻荷神社太々一信講則摘要

一　拾弐人を一組とし壹人に對する奉納金拾六錢七厘掛ケ年々春秋兩度立一組より弐人宛代參立一回度集金金弐回也

一　毎年春舊二月(廿日立)廿一日太々秋舊十一月(三日立)四日太々代參と定む代參人には一泊は勿論酒壹本附き御掛物木札御供物を授與し組中には大紙札を授與す

一　代參人參社之節は此帳簿を失念なく持參し取扱所に至り集金を納め帳簿を出し捺印せしめ食券を受取定宿に至るへし

一　三ケ年を一週とし更に帳簿を改正すへし

前略各位益々御清適大賀の至りに奉存候、さて今般本講發起人高野定五郎氏を以て、本講社員募集の爲め、各地信仰各位の御もとへ出張致させ候に付、特に此際揃つて御加入あらん事を奉希望候。

尙本講は前述の如く太々一心講を改稱し、今後「太々一信講」と致し候につきては、是迄各講員諸君へ配布有之候一心講張簿は、追て引換又は訂正仕る可く候間、豫め御承知被下度候也。

明治三十七年舊九月

常州笠間町
宿　惠比壽屋嘉兵衛
同　所
宿　吉原屋政兵衛

笠間胡桃下稻荷神社
御信仰之各位御中

靈驗講規約

去明治三十七年四月齋藤左武郎氏講元として、弓削龜之助、橋本清兩氏幹事として起りたる靈驗講の規約は左の如し。

胡桃下稻荷神社靈驗講規則

抑も胡桃下稻荷神社は常陸國笠間高橋町の中央部に在り紋三郎稻荷共云信仰者禮拜祈願するに靈驗を蒙る者益々多し就中く堀部彌次郎は笠間城中天守五重目に惡蛇を退治すとそ又酒造家農商漁主等に至る貧賤男女祈願して靈驗を蒙らざるはなし故に年中社參の絕ゆる時なく諸國の道者來集し毎日恰も祭典中の如し本講はこゝに出兵安全且つ諸業繁榮家運幸福を講社中同一して神社に祈る嗚呼靈威を得んとする信仰者は左の掛金を奉納し御加盟あらんとを。

一　拾貳人を一組のと

一回一人の掛金拾六錢七厘十二人の集金貳圓四代參二人立毎年春祭二月十四日立十五日太々秋祭十月十四日立十五日太々のと

當日代參人へは御神酒幷に一泊酒壹本を呈す外に御掛物木札御供物を授與し組中には紙大札を授與す代參人參社の節は此帳簿を失念なく持參し取扱所に至り集金を納め捺印せしめ宿泊券を受取定宿井筒屋に至るべし

亦井筒屋は古く笠間有名の旅館なれば本講員には宅も御龜未無之は勿論本講よりも注意致候間御了知の上此帳に捺印御加盟を乞

但し三ヶ年一期のと又本講社員に限り年々一月元旦に神社に於て名々一家の安全を祈る

明治三十七年舊三月

常陸國笠間胡桃下稻荷神社靈驗講

講元　齋藤左武郎
幹事　弓削龜之助
仝　橋本清
定宿　井筒屋彦兵衛

講中名簿

本社祭神の靈威赫々たる、實に形容に辭なき程にして、これ等熱心なる信仰者が、各々講中を設立せるもの、其數殆んど四百餘の多きに達し、愈々隆盛ならんとす、依て予は左にこれを證せんがため、本社々務所に藏せらるゝ、講中名簿より、其重なるものを抜抄して讀者の一燦に供せんと欲す。

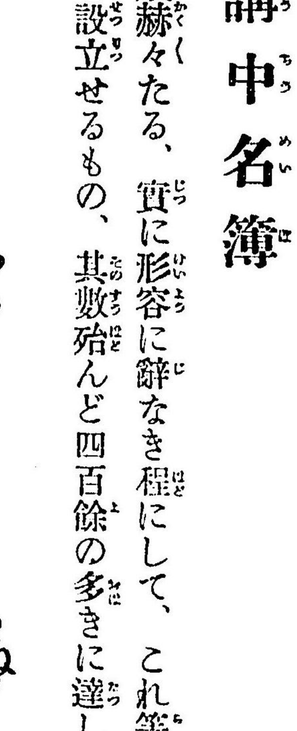

東京の部

△最初講(發起者關野喜兵衛)△御神酒講(發起者三河屋治郎吉)△誠心講(同四部新次郎)△淺草講(同飯村好松、同庄松)△吉原講(同小川芳之助、波木三之助)△御神樂講(同原澤安右衛門、伊東市太郎、小長谷滿治)△隅田川講(世話人小山五郎作、野口和七)△開新講(同野上光正外六名)

横濱の

△共開講(發起者島田錦治郎)

千葉縣の部

△年參講(全千葉縣香取郡古城村渡邊市郎右衛門)△年參講(全全郡名古屋村飯塚彌左衛門)△年參講(全全郡山倉村林啓助)△年參講(全全郡古城村渡邊市郎右衛門)△年參講(全全郡山倉村林啓助)△年參講(全全郡鏑木高根伊藤藤四郎)△年參講(全全郡當隆行方共同四尼幸作、鈴木喜平(△年參講(全全郡府馬村越川幸次郎、菅谷彦右衛門)△年參講(全全郡扇島村新堀寅吉)△年參講(全全郡栗源村堀越富重)△年參講(全全郡栗源村石田新左衛門)△年參講(全全郡東大戸村鈴木初太郎)△年參講(全全郡栗源村石田新左衛門)△年參講(全全郡栗源村堀越富重)△年參講(全全郡共興村塚本七五三松)△年參講(全全郡全村宇野惣助)△年參講(同野上光正外六名)

横濱の

△最初講(發起者關野喜兵衛)△御神酒講(發起者三河屋治郎吉)△誠心講(同四部新次郎)△淺草講(同飯村好松、同庄松)△吉原講(同小川芳之助、波木三之助)△御神樂講(同原澤安右衛門、伊東市太郎、小長谷滿治)△隅田川講(世話人小山五郎作、野口和七)△開新講(同野上光正外六名)

千葉縣の部

△年參講(全千葉縣香取郡古城村渡邊市郎右衛門)△年參講(全全郡名古屋村飯塚彌左衛門)△年參講(全全郡山倉村林啓助)△年參講(全全郡古城村渡邊市郎右衛門)△年參講(全全郡鏑木高根伊藤藤四郎)△年參講(全全郡當隆行方共同四尼幸作、鈴木喜平(△年參講(全全郡府馬村越川幸次郎、菅谷彦右衛門)△年參講(全全郡扇島村新堀寅吉)△年參講(全全郡栗源村堀越富重)△年參講(全全郡栗源村石田新左衛門)△年參講(全全郡東大戸村鈴木初太郎)△年參講(全全郡栗源村石田新左衛門)△年參講(全全郡栗源村堀越富重)△年參講(全全郡共興村塚本七五三松)△年參講(全全郡全村宇野惣助)△年參講(全全郡須賀村伊藤辰次郎)△年參講(全全郡野田村伊藤伊勢松、熱田治)△年參講(全全郡泉川村豐畑吉野作次郎、石橋多助)△月參講(全全郡豐浦一ノ分目大阪長治兵衛)△年參講(全全郡山倉村玉造太四郎、日下部五左衛門)△年參講(全全郡栗源村助澤入代利右衛門)△年參講(全全郡大倉村成毛藤太郎)△年參講(全夷隅郡玉吉村刈谷關成美、今井吉藏)△年參講(全海上郡丸町城之内落左衛門、長谷幸衛門)△年參講(香取郡新島村木宮亀次郎)△年參講(全海上郡本銚子町田中善次郎)△年參講(全香取郡香四村佐藤勇藏)△年參講(全全郡八都村鈴木忠藏、野平高藏)△年參講(全全郡鏑木村鏑木半之助)△年參講(全全郡莊内村川口正作)△年參講(全全郡八都村秋葉榮藏)△年參講(全全郡神代村高野忠兵衛)△年參講(全全郡古城村大久保元吉)△年參講(全全郡八都村鈴木三郎左衛門)△年參講(全全郡萬力村若梅平治)△年參講(全全郡新島村羽生總治郎)△誠心講(全全郡栗源村若邊石田灌次郎)△年參講(全全郡小御門村石井權右衛門)△年參講(全全郡東條村霜昌助)△誠心講(全全郡小御門村石井權右衛門)△年參講(全全郡古城村渡邊長藏)△年參講(全全郡古城村椎名初太郎)△年參講(全香取郡古城村鈴木伊之助)△年參講(全全郡栗源村石井庄左衛門)△年參講(全全郡古城村佐藤支右衛門)△年參講(全全郡古城村金杉庄太郎)△年參講(全全郡豐和村椎名乙次郎)△年參講(全全郡新島村鈴木伊之七、齋藤齊助)△年參講(全匝瑳郡今泉村熱田久兵衛)△年參講(全全郡長岡村勝股源之助)△年參講(全全郡目篠村市原權七郎)△年參講(全全郡南條村古郷佐吉)△年參講(全全東陽村土谷正夫)△年參講(全全郡共和村神崎五松)△年參講(全全郡豐畑村加瀬四郎兵衛)△年參講(全香取大須賀村小貫岩次)△年參講(全海上郡嚶鳴村琴田鈴木清太郎外六名)△年參講(全匝瑳郡椎海村成田佐久司外五名)△年參講(全全郡豐和村川口豐吉、菅谷鶴吉)△年參講(全全郡木新島村阪木武三郎)△年參講(全全郡香四村大竹平藏)△年參講(全全郡新島村鈴木由松)△年參講(全全郡新島中組大川入郎右衛

門）△年參一心講（全海上郡銚子町飯田朝二）△五人組講（全匝瑳郡野田村伊東安五郎）△年參講（全海上飯岡並木町大橋定助）△年參講（全印旛郡公津村吉岡藤助）△年參講（全印旛郡旭村齊藤安藏）△年參講（全印旛郡鎌苅村柴倉紋左衛門）△年參講（全全郡千代田村栗田安太郎）△年參講（全香取郡八都村鈴木三郎左衛門）△年參講㊀（全安房郡健田瀬戸堀江甚藏）△年參講因（全郡全處青木德太郎）△年參講（全全郡千歳村自子石井榮次郎）△年參講（全全郡全處小澤爲次郎）△年參講（全全郡全處筱子彌次平）△年參講（全全郡自子浦佐久間五平）△年參講（全全郡千歳村三島石井市郎）△年參講（全全郡南三原村高木藤次郎）△年參講（全匝瑳郡南條村木橋忠吉）△年參講（全全郡野田村熱田治）△年參講（全全郡共和村神崎彦治郎）△年參講（全匝瑳郡平和村石村安藏）△年參講（全全郡豐畑村椎名文藏）△年參講（全匝瑳郡東陽村齋藤宗治郎）△年參講（全海上據高野村加瀬清八、丁子辰五郎）△年參講（全山武郡大總村實川國藏）△年參講（全香取郡飯高村那須清右衛門）△年參講（全匝瑳郡共和村鎌形松太郎）△年參講（全印旛郡中郷村大木彦四郎）△年參講（全匝瑳郡平和村瀧田慶治）△年參講（全平郡船形村小林新七）△年參講（全香取郡佐原町飯島直藏）△大々一心講（全行方郡平造各村々齊藤麓、高橋定五郎）△年參講（全香取郡新島村鈴木政吉）△年參講（全香取郡東大村戸須合幸吉）△年參講（全香取郡府馬村林爲藏、宇井山松）△年參講（全安房郡千歳村佐久間若松）△年參講（全香取郡久賀村遠藤縫右衛門）△年參講（全匝瑳郡平和村石田庄太）△年參講（全海上郡銚子町石橋寅吉）△年參講（匝瑳郡豐畑村川口助左衛門、川口仙吉）△年參講（全東葛飾郡野田町伊東熊次郎）△年參講（全香取郡香四村岡澤松之助）△年參講（全香取郡萬歳村菅谷平助）△年參講（全匝瑳郡豐畑村加瀬喜十）△年參講（全安房國館山町忍足丑松）△年參講（全海上郡浦賀村石毛梅松、常世田米藏）△年參講（全香取郡中和村熱田桂三郎）△年參講（全印旛郡安食町越川清太郎）△年參講（全下總銚子町石橋金藏）△年參講（全山武郡片貝村花房吉次郎）△年參講（全匝瑳郡椿海村共同發起ニ係ル）△年參講（全海上郡舟木村石毛喜平）△年參講（全全郡海上村柴崎宮崎彦七）△稻荷講（全東葛飾郡小金町飯田熊吉）△年參講（全東葛飾郡野田町杉崎幸太郎）△萬人講月參（全夷隅郡大原町藤江九兵衛）△年參講（全海上郡三川村林兵左衛門）△年參講（全山武郡丘山油井發起共同ニ係ル）△年參講（全海上郡鵜卷村椎名平吉）△年參講（全匝瑳郡共興村長谷發起人共同ニ係ル）△年參講（全香取郡古城村磯部久兵衛）△年參講（全香取郡大須賀村山倉治郎兵衛）△年參講（全全郡栗源村鵜澤吉五郎）△年參講（全全郡香四村畔蒜倉次郎）△年參講（全印旛郡久住村遠山逵三）△年參講（全香取郡大須賀村八代初太郎）△年參講（全全郡古城村平山與三郎）△年參講（全上總君津郡湊町菅原鑛）△年參講（全匝瑳郡椿海村日下部仲藏）△年參講（全香取郡高岡村山崎幸作）△年參講（全全郡東大石村共同發起ニ係）△年參講（全全郡山倉村新里木内龜之助、長島倉之助）△年參講（土匝瑳郡平和村右毛茂右衛門）△年參講（全香取郡佐原町小沼幸六（△年參講（全海上郡旭町太田飯島熊吉外六名）△年參講（全香取郡山倉村玉造終作）△年參講（全全郡香四村牧野吉澤貞助）△今宮講（全銚子町藤岡要七郎、石橋寅吉）△年參講（全香取

郡佐原町横田丑松）△代參講（全下總銚子湊辻ノ英吉、伊藤市太郎）△年參講（全銚子停車場前廣東館、加瀬定吉）△橋門講（全行方郡小高村大原庄太郎）△年參講（全海上郡鵜卷村鉄園渡邊惣吉）△新講　富里講　六拾人組織發起人篠崎琴次郎

栃木縣の部

△月參講（發起人栃木縣栃木町柏崎喜平）△年參講（全下都賀郡助谷村川津留吉）△月參講（全河内郡雀ノ宮町坂入泰治）△月參講（全下都賀郡絹村角田榮藏）△年參講（全河内郡藥師寺村木村治平）△月參講（全下都賀郡稻葉村鈴木彌平）△月參講（全栃木町野澤源次郎）△月參講（全栃木町田沼倉太郎）△年參講（全河内郡藥師寺黑川幸次郎）△年參講（全河内郡藥師寺村鵜見兼吉）△年參講（全那須郡鏡村小磯周作）△年參講（全那須郡大内村露窪鐵吉）△年參講（全鹽谷郡栗山村福田六三郎）△年參講（全那須郡大内村福田由藏）△月參講（全足利町石川多助、鈴木定次郎）△月參講（全栃木湊町河村常吉）△月參講（全栃木町田中茂重）△年參講（全那須郡須賀川佐藤榮次郎）△月參講（全栃木町竹内金三郎）△新講　市羽講（六拾人組織）（發起人川上健次）△新講　祖母ヶ井講（六拾人組）（織發起人大築吉五郎外四名）

茨城縣の部

△年參講（全那珂郡前濱大内惣兵衛）△年參講（全多賀郡下君田石井榮藏）△年參講（全久慈郡南高野町長谷川孫之助）△月參講（全新治郡坂村大久保益之助）△月參講（全鹿島郡神山村井上才吉）△年參講（全佐川榮作）△月參講（全行方郡島並村大里長介、大里佐平）△月參講（全全郡永山村淺野茂作）△月參講（全新治郡佐賀村中泉菊太郎）△月參講（全行方郡立花村久米鐵藏）△年參講（全河内郡高作高野清吉）△月參講（全東茨城郡下石崎村塙重太郎）△年參講（全那珂郡薩郷村佐藤祐治）△年參講（全東茨城郡中石崎坂場四郎治）△年參講（全鹿島郡東下村篠塚長左衛門）△月參講（全河内郡柴崎村宮崎準平）△月參講（全稻敷郡若賀村澤邊清一郎）△年參講（全多賀郡高岡村豐田兵之亟）△年參講（全鹿島郡小宮作宮作與治右衛門）△月參講（全久慈郡金砂村鈴木吉五郎）△年參講（全河内郡元伊佐部根本平右衛門）△年參講（全行方郡潮來町淺野松太郎）△年參講（全結城郡平坂大里力藏）△年參講（全處大山勘一郎）△年參講（全全郡下結城村宮本正助）△年參講（全處中根甚三郎）△年參講（全行方郡延方村松金才次郎）△月參講（全結城町富山壽美吉）△年參講（全那河郡前濱黑澤惣四郎）△年參講（全多賀郡平潟町日置新作）△月參講（全久慈郡金砂村小森重治郎）△年參講（全新治郡佐賀村大久保國松）△年參講（全行方郡小高村大野百次郎）△年參講（全久慈郡生瀬村齊藤照吉）△月參講（全鹿島郡大同村志崎江劦金藏）△年參講（全鹿島郡若松

村渡邊亥之助）△年參講（仝鹿島郡中島村横田稻吉、芝七五郎）△年參講（仝多賀郡高鈴村須田龜次郎）△年參講（仝稻敷郡奥野村唯根長兵衛）△年參講（仝那珂郡條郷村葛四豐吉）△年參講（仝鹿島郡浪野村大川源太郎）△年參講（仝結城郡安靜村秋葉久松）△年參講（仝行方郡小高村島並市村萬次郎）△年參講（仝那珂郡村松村新町講中）△年參講（仝稻敷郡新島四代平山初太郎）△月參講（仝下館町小川喜太郎）△年參講（仝稻敷新島村坂本初太郎）△福壽講（仝東茨城郡前渡村大内初太郎）△年參講（仝前渡村大内庄左衛門）△日之出講（仝磯濱町飛田七五郎）△會瀬講（仝多賀郡高鈴村發起共同ニ係ル）△年參講（鹿島郡東下村大塚伊之助）△月參講（仝新治郡土浦町鶴田金兵衛）△年參講（仝稻敷郡鳩崎村淺野市郎右衛門）△年參講（仝鹿島郡波野村黒澤豐）△年參講（仝久慈郡生瀬村石井勇次郎）△年參講（仝多賀郡平潟町日置新作）△年參講（仝鹿島郡高松村間宮藤一郎）△年參講（仝多賀郡平潟町根本安兵衛）△年參講（仝稻敷郡新島村黒田貞亮）△年參講（仝久慈郡山田村櫻井鐵太郎）△年參講（仝鹿島郡中島村山中直衛）△年參講（仝稻敷郡柴崎村池田虎藏）△年參講（仝鹿島郡輕野村田谷豐吉）△年參講（仝仝郡仝處田谷市松）△年參講（仝結城郡安靜村小野崎啓助）△年參講（仝稻敷郡伊崎村黒田菊太郎）△年參講（仝結城郡安靜村生井幸助）△年參講（仝鹿島郡高松村湊文吾）△年參講（仝行方郡荒原村仁平彦藏）△年參講（仝結城郡下結城村弦卷茂兵衛）△年參講（仝新治郡志石崎村坂本富次郎）△年參講（仝鹿島郡輕野村山本治三郎）△年參講（仝仝郡仝處奥野谷栗林操）△年參講（仝稻敷郡浮島村高須丑松）△年參講（仝仝郡鳩崎村古渡澤邊久五郎）△年參講（仝多賀郡鮎川村益子勇太郎）△月參講（仝結城郡豐田村石島藤九衛門外五名）△年參講（仝久慈郡大生瀬村金澤秋太郎、齋藤與惣治）△年參講（仝多賀郡會瀬濱佐藤喜惣治）△神誠講（仝水戸市下市鈴木四郎、勝村竹三郎）△年參講（仝多賀郡會瀬濱白土文助）△年參講（仝那珂郡村松村發起共同ニ係ル）△新講　瓜速講（六拾人組織）（發起人寺門森太郎）△新講　水戸教信講（六拾人組織）（發起人永山常吉、高野常之助）

福島縣之部

△年參講（仝東白川郡中塚村星利右衛門）△年參講（仝仝郡漆草村綠川長太郎）△年參講（仝仝郡板庭村藤田初太郎）△年參講（仝石城郡鹿島村長瀬當治）△共集講（仝石城郡四小川三島松木松次郎）△年參講（南會津郡長野村）△年參講（仝東白川郡常豐村鈴木長次兵衛）△年參講（仝双葉郡廣野村高木彦藏）△年參講（仝田村郡三丁目村阿久津村組合渡邊忠一郎、岩崎政義）△年參講（仝檜葉郡富岡村宮古武雄）△年參講（仝仝郡仝處大和田定藏）△年參講（仝標葉郡熊町村志賀員重）△年參講（仝東白川郡豐里村片野龜吉）△年參講（仝安達郡本宮宿麹業連星野平助）△年參講（仝双葉郡長塚村大塚文良）△年參講（仝白川町楠谷吉造）△年參講（仝相馬郡浦尻志賀家治）△年參講（仝双葉郡浪江村清木吉左衛門）△年參講（仝東白川郡石井村菊池庄之助）△年參講（仝田村郡三春町藤泉榮）△年參講（仝石城郡神谷酒造仲間佐藤庄太郎）△年參講（仝石城郡鹿島村四家重吉）△年參講（仝東白川郡常豐村共同發起）△年參講（仝石城郡大浦村鈴木巳之吉）

△年參講（仝石城郡江名濱町小野春次郎）△年參講（仝福島縣相馬郡金房村新館榮治郎）△年參講（仝雙葉郡廣野村門馬三五郎）△年參講（仝福島町飯原虎吉）△年參講（仝雙葉郡川内村發起共同ニ係ル）

埼玉縣之部

△年參講（發起人武劦北埼玉郡井泉村根岸八十助）△年參講（仝北足立郡青木村細井定右衛門）△年參講（仝入間郡山根村小峯宗三郎）△年參講（仝北足立郡芝村平田嘉吉）△年參講（仝北足立郡上尾町白石彦八、小川富五郎）△年參講（仝北葛飾郡幸杉村鈴木寅之助）△年參講（仝北葛飾郡八代村吉田村共同大島佐平）△年參講（仝南埼玉郡荻島村高橋又左衛門）△年參講（仝入間郡霞關村笠幡島田寅吉）△年參講（仝南埼玉郡櫻井村關根團藏）△年參講（仝仝郡太田村本澤忠右衛門）△八王子講（仝武劦朝倉甚五郎、河野甚兵衛）△共信講（仝武劦新川金子喜右衛門）△寶榮講（仝武劦北葛飾鈴木恒三郎）△月參講（仝仝北埼玉郡井泉村藤橋喜八）△年參講（仝武劦北葛飾郡三輪ノ井互井八右衛門）△籾種講（仝武劦極遺川淺川ふよ）△年參講（仝南埼玉郡岡泉村利根川良助）△籾種講（仝北埼玉郡大越村黒田熊吉）△年參講（仝秩火郡高篠村北堀德平）△新講　小川講（六拾人組織）（發起人中山房五郎外三名）

各縣之部

△年參講（發起人信濃國下高井郡木島村關彌吉）△年參講（仝仙台市眞意講ト稱シ石崎榮三郎）△年參講△正祈講（仝仙台市日下甚四郎、府川久吾）△酒造講（仝越後國北蒲原郡柴橋中條村宮木長藏外六名）△年參講（仝伊豆國田方郡伊東村木梨三吉、小山喜助）△年參講（仝信濃國下高井郡柳澤畦上金之助）△年參講△玉誠講　仝仙台市猪股健藏、佐藤半治郎）△年參講（仝群馬縣利根郡古馬牧增田安太郎）△笠間講（仝仙台市柳町佐藤順四郎）△年參講（仝宮城縣宮城郡七ヶ濱村渡邊豐之助）△年參講（仝群馬縣勢多郡大胡町山口蔚外八名）△萬人講（發起人）△御供茶講（發起人）（以上）

奉納物

予が本社に於て實地調査のおり、眼に觸れたる奉納及び寄進物は左の如し、（次

第不同（かいふどう）

△額面「稻魂」

△御簾（明治二十六年四月）

△御神酒筒額（征清大願成就三百面の内）

△御神影額

△彫刻御神影額

△銀作白狐額

△御供形額（征清紀念三百面の内）

△銘酒高千穗額

△境内圖額

源貞直筆（舊藩主）

新治郡大増根村 牧野惣平

東京神田小川町 加藤至寫藏

千葉縣匝瑳郡八日市場 渡邊嘉藏

栃木縣下都賀郡壬生町 福田友藏

全縣全郡生井村 小倉ぬい

東京神田 錺半

千葉郡椎名村 高梨恕平

下都賀郡絹村 須藤國松

△正宗額

△御本社外廻り上下總金物

千葉縣海上郡高神村關根兵衛、笠間町武藤藤兵衛、笹目宗兵衛、東茨城郡西郷村加藤源助、笠間町井筒屋彦兵衛、惠比壽屋嘉兵衛、吉原屋政兵衛、三宅重太郎、笠間館辰次郎、大坂屋ふゆ、柳田岩次、浦井誠太、新治郡大槻新六、鹿島郡東下村山本猶次郎、遠藤多門、東京大門道中島源兵衛 東京神田紺屋町矢部金三郎、仝日本橋區本石町升川七郎兵衛、

水戸市下市本七丁目 中嶋與吉

笠間 井筒屋彦兵衛

東京澤村訥升改 助高屋高助

有朋樓喜久

芳賀郡飯野村 池崎千代吉

猿島郡古河町 山本大專

前橋市 立花うめ

豐田郡大園木村

△金あみ

△神器

△釣燈籠一對

△仝

△仝

△常夜燈一對　（慶應三年六月）

△仝

△仝二對

△机

△大皷

東茨城郡磯濱町日の出講關根松五郎、仝利七、仝藤吉、飛田七五郎、仝金七、庄司巳之吉、海老澤重三郎、石井佐四郎、川上藤次郎、枩山庄次郎、佐藤萬次郎、金子三平、小沼兵助、大谷平八、世話人關根久三郎、田中伊七、鈴木新三郎、川上藤吉、小松崎常七、

△提燈　（明治三十二年十二月）

東京吉原正吉、鯉松、梅川、日ノ出、仲藏司、大清、サ清、濱田、結城屋、大慶、大芳、金萬、鯉萬樓、乘床、升尾張、近藤、二葉屋、魚藤、金子、大常、八百さん、竹松、

△提燈

魚がし

△仝　（明治三十七年九月）

神田市場

河直

△仝　（明治三十年）

横濱

鳥座

飯岡左門

東京日本橋區濱町

相生多賀

無名氏

會津

渡邊助五郎　外五十五名

△皷　（明治二十年十二月）

△白狐額面

△時針

△寶珠形御蠟臺

世話人東京大野屋鐵五郎、鐵屋八右工門、尾張屋定吉、虎屋彌次郎、米屋甚藏、大和田與市右工門、大和屋半右工門、

笠間

石井東治右衞門

武藤藤兵衞

無名

水戸市上市

森島喜一

參詣案内

本社に參詣せんと欲はゞ、其何れの鐵道線路に據るも、必ず水戸線笠間停車場に於て下車すべく、停車場より本社迄は、僅に十三丁にして、人車賃十錢を投ずれば充分なり、假に東京上野發一番にて參詣せんとすれば、約四時間にして達するを得る故、悠々として本社に參詣し、附近の名所を巡遊して、笠間發終

列車の瀧車に乘じ、其日の夕景には歸京するを得べし。

名物

本社前鳥居の兩側には、種々の雜貨店、寫眞店、呉服店を始めとし、名物『胡桃おこし』『胡桃箸』『稻の露』『稻荷酒』等を商ひ居れば、これを需めて家苞にせば、いかに樂しからましよ。

笠間胡桃下稻荷神社緣起　畢

附錄　笠間案內記

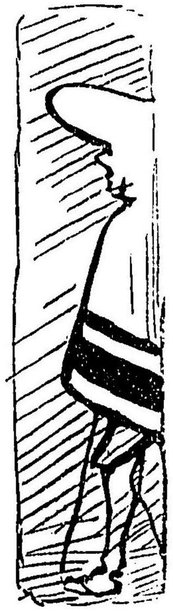

笠間案內記は、笠間城記、新編常陸國誌其他の諸書を參照して、十分に筆を揮ひなば、讀者の滿足を得らるべく、又史家の參考となるものあらんなれど、かくては紙數數百枚を費すとも、倘飽き足らぬふしあるべし、加之この案內記は、わづかに附錄として書き添ひしものなれば、こゝには極めて簡略に、而して卑俗なると、調の卑近なるとを以て、にはかに捨て給ふなからん事を切に望む《著者識》

御社に詣でゝ思ひの儘に祈願を籠めつゝ、心ずがく〳〵しう、少時洞後の庭園に漫步きし給へなば、諸君は宜しく當地に來りし序でに、附近の名所古蹟に杖を曳いて、行旅の責任を全うし給ふべし。著者は諸君の案內者と成つて、無性者には不似合な、笠を片手に草鞋履いて、山に行きましよ、寺にもゆかん、お望みならば川をも越さん。いざ〳〵倦う來りますべし。

笠間町

諸君も豫て御存じの如く、當地も元は八萬石の城下、牧野侯の封地にして、水戸に次ぎての繁華の地、

戸數は凡そ八百餘、廣袤南北十五町、東西八町許にして、西は涸沼川を境とし、東には佐白山峙つ、御覽の如く群山四面を圍み、中々風景に富める處、郡役所も御座る、區裁判所も御座る、警察署も郵便電信局も、學校は勿論登記所も御座れば、諸君の御好きな劇場も御座る、二日三日の遊樂には、決して飽き給ふ事無かるべし、さて何處から御案内申して好いやら、まつ兎もあれ當地目貫きの場所、稲荷神社の所在地たる高橋町より案内申さん。

高橋町

先つ御社の御鳥居を出てゝ、左に向へばこれぞ即ち、笠間第一の繁華の地、其名も高橋町の右左には、檐を列ねし商賈の數々、鄙には稀な洒落たる旅籠屋、世辭愛嬌もよし原や、あるは笠間館、あるは伊勢屋、大坂屋、胡桃おこしの香に高き、名物召しませと客を式守、中屋は町にても中々の老舗、さては瀟洒たる室の結構、風味ある料理にて、町第一と謠はるゝ彼の鶴仙亭を始めとし、香に高き田山の煙草、倶にこれ旅先には無くて成らぬもの、さて此町を過ぎ越して、東に向へいよ〳〵進めば、軈ては友に

大町

の、そが突當りには井筒屋とて、三階造りの宏大には、まづ芋作の胴膽を拔くべく、旅の疲勞を休むに

足るべし、若夫れ座敷の隅々見給はゞ、其處には寂たる違棚あり、即ち是此地の出身者たる、木村武山が丹精に成れる、世に珍らしの繪畫にして、著者嘗て此家に泊し、これを肴に稲蔭塙氏と酒を汲み、武山、稲蔭、かく申す翠葉の三人が。當地の學者鈴木義彥翁の敎へを受け、やんちや盛りの惡戯して怒りに觸れ、嚴然として、其方は信義の悴ぢや無いか、豐樹、又市の子ぢや無いかと、彼の怖ろしい光る眼、白い髭を振り立てゝ、叱られしことの恐怖やの〳〵、ある時は稲蔭と二人して、武山がり箱田に訪れ、山に茸狩せし事もありき、あるひは城山の櫻狩、田町の水晶堀りに時間を徒費して、金澤、小倉、深作の先生などに、睨まれし事も候へきと、そゞろ懷舊談に夜を更せし事の樂しさよと、忘られぬ儘に遂案内の本分を忘れて、かゝる繰り言をくり返すも、亦是著者が逸興とさな咎め給へぞよ。さては此家に續いては一歩も引かぬ名旅館、客反さぬが自慢てふ、ほく〳〵顏の惠比壽屋とて、一度こゝに假寓せんか、其懇切周到なる、お泊りならば泊らんせ、御風呂は勿論、粹な離座敷も亭も御座る。

笠間郵便電信局

は、町の左側中央に在り、世を細々と三筋の絃、藝の有無を問はるは野葦、田舍の隱れ遊びも亦一興と、ざんざ騷ぎに澤山と黃白をば爲替で取寄せ、遣ひ果して二分も殘さず、有り丈け當地に置いてき給へと、都の紳士方にお勸し申さば、こりや怪しからぬと御立腹は定、さあれ何も恁うし申したからとて、辻切、

追はぎの悪黨にても御座らず、其處には重寶な

笠間警察署

が、局より一丁許り先の東側に御座りまする、悪い事は出來ませぬ、只た〳〵土地の景色眼から、繁昌を望みて申す慾のみ。

田町

は、大町の中央にて、俗に

思案橋

と云ふ石橋を渡りて東に進み、辨天坂に至る間の町名にして、この橋の下を流るゝ小川は、慶長三年宇都宮城主浦生飛彈守秀行が、此地を領して、家臣浦生源左衛門に城を守らせし時、關場《町の北方》より川流を揚け、愛宕町に瀉ぎ、大町より大和田町を經て、下市毛村《町の東南に當る》に流し、一は町中の鎭火のため、一は田畠の灌漑のため、始めて堀割せしものにして、『行こか止さうか佐白の山へ、こゝが妾の思案橋』とこされは些と苦しい洒落にて候。さても此橋を渡りゆけば、即ち前の田町にして、恰

も此時笠間城に、士卒の登城の便を策りて田を塡め路を通し、侍屋舖を建てしため、始めて此名起りしとぞ。彼世に聞へし

柏大石邸址の柏

大石氏の邸宅

の趾は、即ち思案橋を渡り、進む事殆と三丁にして、町の右側にあり、元和三年淺野采女正長重當城を領せし時より、正保二年内匠頭長直播州赤穗へ轉封迄、代々大石氏の住みし處にして彼有名なる大石内藏之助良雄の祖父良欽の邸趾なり《世に良雄の宅址と云へど、良雄は瀋主淺野長直が赤穗に移りし後、十四年を經て生れしものにて良欽の子良昭の子なり》今は舊瀋家老種村氏《弓術の名家》其址に住めるが、そが紀念とて庭園に、老たる柏の樹繁合ひ、其當時を忍はしむれば、是非一見すべき名木なるべし　さてこれより東に向つて進み給へば、南の方に巍然として

鐘樓

の立てるを見給ふべし。これなん寛文二年秋九月、新町の瀧野伊兵衛一永《連歌を能くし子孫今尚連綿たりと聞く》中島清左衛門尉友重方にゆき、閑談時を移しけるが、時しも秋の半ばにて、さなきだに變り易き空模樣は、一天俄かに掻き曇り、雨さへ降り出てんとしたりければ、何時頃とも識別へ難きに、一永友重に問ふて曰く、午の刻《十二時》か未の刻《午前十一時》かと、時に友重掌を撫てゝ歎ずらく、出仕に時を知らざれば、即ち參勤を怠るの憂へあり。市民農工又時を知らされば、いかばかり害あらん、及かず時鐘を報する事を計らんにはと、一永また大に之に讃同しければ、後幾許もなく佐志能山の鐘を借り來りて、極樂寺《大町に在り》に於て始めて時を報せしとかや、これより家臣と市民合力して、鐘夫を雇ひ、時鐘を掌らしめ、同年冬に至り鐘三個を鑄造せしかど思はしからず、次で寛文五年今の所在地に鐘樓を建て、延寶三年四月に至ては漸く新たに時鐘を鑄造するを得、かくて今に至れるなりとかや、殷々として遠音曳く鐘の聲、晩鳥時に急ぐ頃、旅窓の下にこれを聞く、誰か崇高の感を起さゝるべき。

笠間第一高等小學校

は鐘樓の東北田町の南方小高き山の上に在り、正保二年時の藩主淺野内匠頭長重此地に始めて邸宅を構

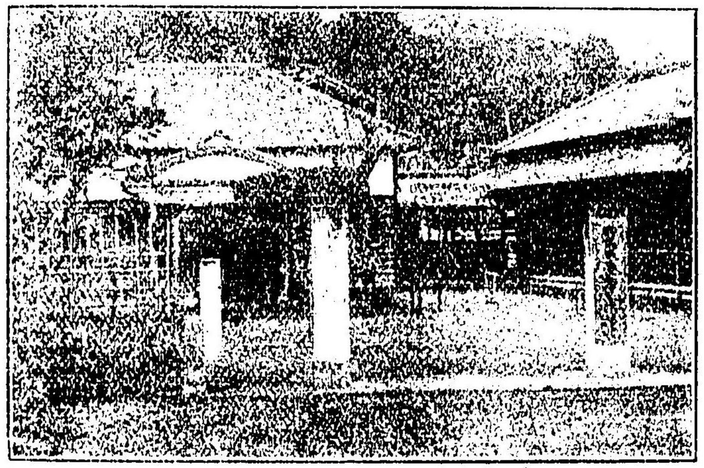

西茨城第一高等小學校（行在所たりし處）

ひ、台命を受けずして、挾間を築き幕府の嫌疑に觸れしかば、夜中俄かにこれを毀ち粗朶垣を結ふの時、誤つて粗朶を轉倒にせしと云ふ珍談ありし址にして、後牧野侯其址に新邸を築き、代々此例に慣ふて、邸の東南方には、皆わざと倒さ粗朶を以て垣を造られしとの由にて、この牧野侯の邸宅は、維新の當時取毀しより、其跡いたく荒敗し、芝生又は畑地と成り居りしを、明治二十年此地に學校を新築し、爾來ます〳〵降盛となり、同卅三年十一月十五日には、畏くも天皇陛下の行在所たるの榮譽を得、毎年當地の有志家相集りて紀念祭を執行す、彼正面兩側に立てる石門と玄關前の庭石は、かく申す著者と武山、稻蔭其他の校友諸君等と共に、町より西方二里の地、稻田村の山中より、學課の餘暇にエンヤラヤツと汗水垂らしつ曳き來りしものにて、それもこれもわれには懷舊の種なりける。

西茨城郡役所

は、鐘樓の西北に在り、もと潘の武庫及び金藏の在りし處にして、明治三十五年七月新築落成、大和田町より移轉せしなり。

大黒岩

大黒岩

町より東に〳〵と進み、辨天坂を越へて老樹翁鬱たる坂路をたどり、右に廻れば左側に、高さ五間幅六間許りの花崗巖を見給ふ可し。これなん即ち其形像大黒様に似たればとて、大黒岩と申すものにて、此邊りはもと笠間城追手門の通ひ路なりとか、見給へ彼岩の半腹に小さき穴の窟ちあるを、これぞ此穴に滯りなく、小石を三度投げ入るれば、願望何事も達せぬはあらじと語り傳へ、十九や二十の娘衆が、秘め置きし戀の辻占、あるはとり〳〵のねぎ事して、一心に石を投げ入る、さても笑止と申す可し、口碑に傳ふる所に依れば、此石もと笠間氏の代に、敵兵と戰ふごと、常に敵陣を蹂躙して、ところ〴〵と荒れ廻はりしとか、さッても愾ろしの石や、近寄り召さると危險う御座る。

雨降櫻

大黒岩を見つ、更に東南に向つて進めば、樹木鬱蒼たる溪間に、一本目立ちてたてる櫻、高さ八九間周圍殆んど二丈餘り、幾年經たる古木にか、枝半程枯て花は少さく、いともあはれに咲けるものから、餘り俗人には騒がれねど、花神心あつて雅客を迎ふ程、いぢらしい花にて候、殊には此櫻の特質として、花の涙と思はるれば、歌題などには持て來れ、豊夫れ歌俳なかる可けんや、と遂氣取て見度くなるさて此邊まで來らるれば、さぞや御足も疲勞つらんが、今一と息此先きにこそ、

笠間佐白山のお庭の櫻
八重に霞むで九重に開く

と、五月の田植時となれば、此地より下野の邊にかけて田植しながら唄ひ囃す、花の名所が御座るぞよ、これ見落して成る可きか。

笠間公園即ち笠間城址

笠間城址

これぞ昔時押領使、平忠道の住みし處にて、後元文二年に至り、下野宇都宮氏の一族、從五位下笠間長門守時朝之を領し、これより朝景、盛朝、持朝、時高、朝清、綱久、朝貞、綱親、綱廣、高廣、綱家、等十數代を經て、天正十八年に至りては、玉尾美濃守之を守り、後長谷川豊前守信綱を經て、慶長二年には、淺野長政之を領し、爾後蒲生飛彈守秀行《慶長三年》松平周防守康重《慶長六年》同豐後守重貞《同十七年》永井右近大夫直勝《元和二年》淺野采女正長重《眞壁城主同八年》同内匠頭長直《同九年、同十七年始めて笠間市街を置く》井上河内守正利《正保二年》同相模守正任《寛文十二年》本庄因幡守宗資《元祿六年》同安藝守宗俊を經て井上河内守正峰《元祿十六年》同正如《享保七年》に至り後ち同正賢《寛保二年》等數代を經て、延享四年に至り牧野備後守貞通之を領し、同越中守貞長《寛延三年》同備中守貞喜《寛政四年》同越中守貞幹《文化十四年》同貞一、同貞勝、貞久、貞直等を經て、今の子爵牧野貞寧公に至り、官に申稟して城郭を廢止せり、見給へ諸君が息を殺して登らるゝ彼土壘、あるは溪地に散亂しある瓦、皆是當時の紀念なるを。

されば廢城後は御覽の通り《口繪參照》峻山の頂上地は平かに、四面濶然として眺望に富み、公園には持て來いなれば、舊藩主並に町の有志が相圖りて、こゝに、

笠間公園

を設けたるなり、まつ彼高き處の芝生より、西の方を瞰下し給へ、八萬石の御城下は、一目瞭然として指呼すべく、翩翻として飜る、稻荷神社の御旗も見えまするぞ、更に彼方を見給ふべし、潺緩として南流るゝ涸沼川、遠くは我國、難臺を始めとし、加波、足尾、雨引の山々、紫匂ふ筑波の双峰、更にずッと首べをめぐらし、北の方を遙かに望めば、下野の連山波濤の如く、微かに日光、高原、那須の諸山が、雲間に起伏せるを見るべし。かゝる眺望宜しき處に、かてゝ加へて春は花、いざ見にごんせと人待顔、こりや溜らぬと押寄する、花見の客は幾百幾千。酒に浮れて歌袋、俳諧嚢を紐解くあれば、花より團子と無風流の、下戸殿叫べば夫に應じて、鹿の子手からの女中衆が、ハイお待遠と持ち來るもあり、さては道化の上戸黨、酒に紛らし粹婦を相手に、踊る、跳る、驅廻はる、其賑はしさは假令ん方なく、これに越したる樂地は無し、さて又春の日計りかは、秋は楓葉の紅なる、夏は納涼の、颯と吹き來る風心地よく、雪白妙の眺めも好し。

憐民の詞碑

さて此處を東に向へば、橋の袂に一碑を見る可し、これなん自慢では御座らねど、文武兩道に達せられ、

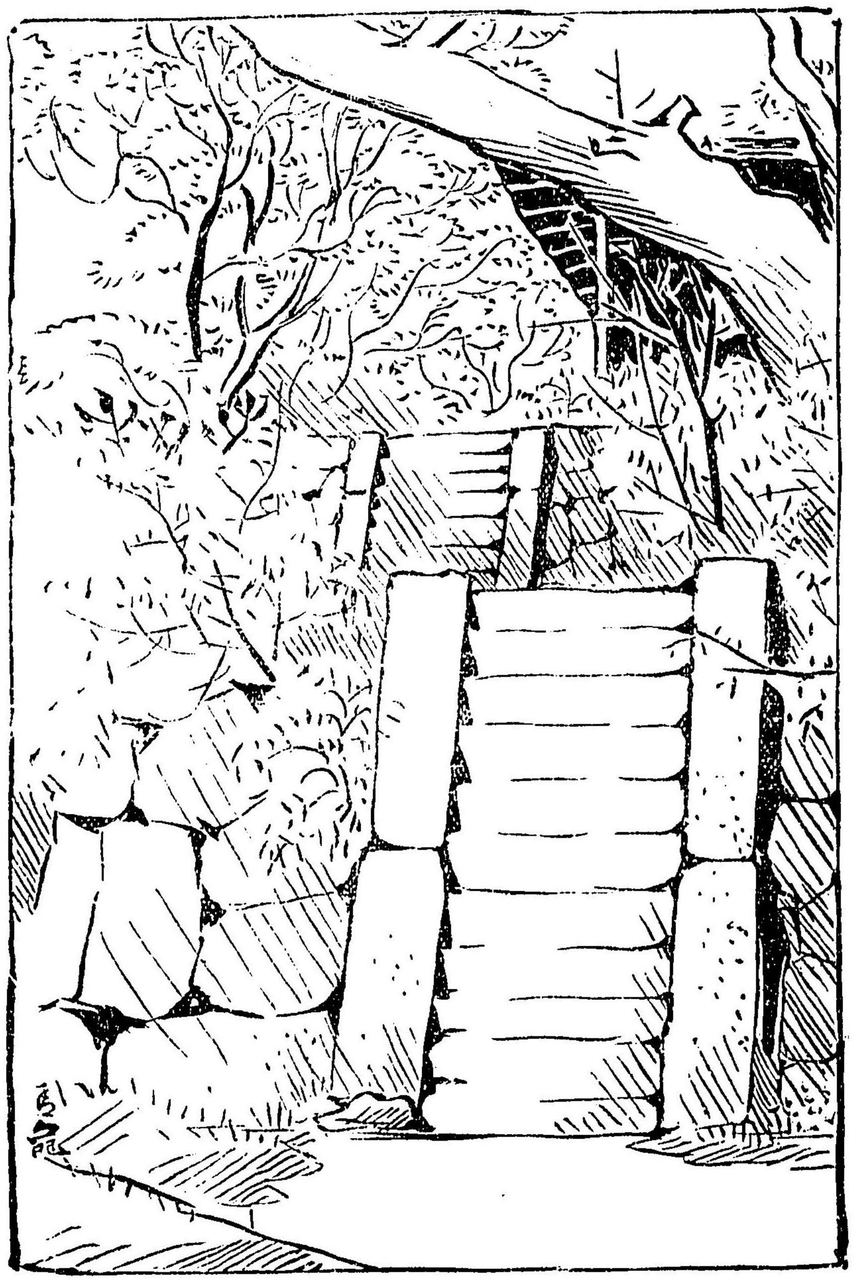

庶民を見る事わが子の如く、慈悲深うして明君の譽れ高かりし、わが藩藩主寛信院樣、即ち牧野備中守貞喜公が、滿腔の情熱を以て口吟せれし

ふりむくは泣く兒の親か田植笠

の句碑にて候ふぞ、碑の高さ四尺五寸、幅二尺八寸にして、書は貞直公の筆、其裡面に刻みし碑文は、今の子爵牧野貞寧公の撰なり。

さてこれを見給はゞ、歩を左へ右へと轉じ、二十數段の石階を登り、傍らにある洗手石にて、兩手を潔めて、其前に在る御社に柏手打て、愼むで禮拜し給へ。これぞ即ち畏くも、延喜式内に列せられたる

佐志能神社

に御座して、續日本紀と申す書にも、『承和四年三月戊子(仁明天皇)常陸國新治郡(今の西茨城郡)佐志能神、預二官社一以二特有二靈驗一也』とある程にて、古くより世にあらはれし御神、今の社殿は維新の當時、笠間城の櫻閣を毀ちて、其餘材を以て今の子爵『真寧公』が、經營し給へしもの、この御神の參拜終らば、今度は

石倉

と申す、奇なる名所を案内申さん、足弱の女子衆は、藤蔓、雜木、石磴に手を掛けて、道なき處を下ること故、中々の憶苦なれど、さりとては是位の危險に怖ぢて、背ろを見する小膽にて、何が大した事が出來ますものか、氣を落さずと偖來給へ、存外に他愛無いもの。

石倉とは何故またかく、名付けられしかと申すに、危巖突兀として聳え立つゆゑ、かくは稱へしならんかなれど、未た眞僞は定め難し、然はあれ此處等邊は、佐白山の中腹なれば、四方の眺望は格別にて、老松古木森々たる處、巍然として立てる十數丈の巖、其數十二三あれば、何れにても其一を選み、巖頭に立て溪間を見給へ、其物凄さ、其怖しさ、溪の御神が我等を誘ひて、下へ〳〵と引き落すが如し、更に又小手をかざして、東の方を見給ふべし、磯て名所の大洗や、中の祝町港、平磯の濱邊の碧波滌々たるを望見すべく、近くは三十五萬石、水戸の城下は手に取るやう、されば多くの雅人墨客、皆爭ひて此處に集まる、

さて此名所を見廻はり給はゞ、歸途は、山腹の徑路をたどりて、西に向へ、南に下り、是非とも山ふところにある、

玄勝院

を一見せざる可からず、院は五台山と號し、曹洞宗の末寺にして、笠間朝清の菩提所なり、朝清諡を、應性玄勝大居士と申せし故、寺號とは成りしとぞ、開祖は學仲《或は覺仲、弘治二年正月晦日寂》伺和にして、和尚諸國を巡錫し、勝地を探求めて、遂に此地の幽邃閑居に適せるを愛し、始めて禪刹を結ひて凄居せしが、後總寧寺《下總市川町字國府台、安國山と號し、關東僧錄司三ケ寺の一、永德三年通幻寂靈和尚の開基》の巨海和尚來り凄み、法燈隆んにして今日に至りたる者、彼阪東二十三番札所の佐白觀音は、今こゝに安置しあり、さて序でに面白き昔時の武士的逸話を語らんに、この寺に名題の

石地藏

あり、一寸見ては其あとも定かに知り難けれど、この地藏の胸の邊りに窪みたる跡あるを見るべし、これなん弓矢を射たるあとにして、今より七八十年許り前、此地に文武兩道に達せる指南役栗原先生(柄矢)

石倉の奇巌

と申すがありき《今尚子孫此地に住む》性濶達豪毅にして、門弟を導く事極めて懇切周到なるより、四民の尊敬を受けつゝありしが、其頃の門人に、宮下丈助《今尚子孫あり、著者が親戚の家なり》と云ふがあり、師栗原先生は、例の氣象とて熱心に、弓術の指南を爲したれど、未た其蘊奥に達せず、流石の先生閉口の體にて、或日丈助を呼び大喝して曰く『玄勝院の地藏でも射よッ』と、丈助之を聞いて顔色蒼然、冥利の程も如何あらんと、暫時は躊躇したりしが『何の他愛も無い、細腕なれども、いかで地藏を射るに誤つ可き、いざ參らん』『ソレッ』と計りに、弓を肩げて馳け出し、突然と立てる地藏を見るや、射たは〳〵、滿月に曳き絞つて放せし矢は、狙ひ違はず、カチリ〳〵と地藏の胸、三度頭を撫でらるれば、無言つては居ぬといふ地藏樣こそ、さぞやお腹を立たれしならん、さても面白ろの仕業ならずや、序でに申す、此栗原先生は、かゝる武道熱心の人なりしかば、我祖重遠亦先生の門人として、終日弓術、槍術の教へを受けしが、或日ハヤケの

稽古中、誤つて矢を反らし、先生累代の寶物として秘藏されし、幅物の眞只中を射切りしも、先生これを惜む處か、却て武術修業中、氣を轉ぜしめてはと、『ヤッ』と懸聲して勵まされしとぞ、何と偉らいも人ならずや。さてこの玄勝院を一見せば、今度は歩を轉じ給ふて、南へ西へと曲り給へ。即ち此處ぞ

桂町

にして、月の桂の宮居はあらねど、此處に是非とも諸君の一見をお勸め申すは、町の中央北側に、もと舊藩の家老職、牧野家《正倫氏、前の西茨城郡長》の邸宅あり、此處に

四季櫻

とて、一本の珍木あり、春の眺めの烟漫たる、それさへわれ等の心神を慰むるに、秋の初め、夏の半ば、さては雪降る冬の日に、嫋娜嬋妍として咲き出せる、飽かぬ眺めはまこと此木に止めをさす可し。

大和田町

は桂町を過ぎて、左へ南方へ向ふ處にして、東の方には舊藩主牧野子爵の別邸あり、藩主歳々此地に來りて、家臣を集め舊情を温む。

笠間尋常小學校

は、町の東中央に在り、こはもと時習館、講武館を合併せるものにて、始めて本校を建設の際は、教育に熱心なる町内の諸士、皆何れも辨當持參に、土を荷ひ、石を運びたりしとぞ、これより右は檜町、四ツ谷町、更に進みて左に行けば、櫻町、裸町あり、西には五騎町、御旗前町等なりて、この御旗前町の傍らを過ぎ、一直線の新道あるは、即ち停車場の行路なり。

涸沼川

は、町の西端にあり、諸君が笠間停車場を出てゝ、稻荷神社に參詣せんと、櫻の若木を植えたる間、左右に稻荷神社の御神田あるを見給ひつゝ進めば、左の方に泯々として、流水の溢を聞くべし、是即ち此川にして、源を朝房山に發し、荒町の西端を流れ、末は涸沼に流入るなり、黑白もわかぬ闇の夜に、われから身を羔す篝火の、彼方此方に隱見する、惛らしい程風情あり、旅の宿りの徒然に、大橋にて螢狩りとは、てもさても面白からずや。

諸君はこれ程の名所を見ば、さぞや疲勞れも爲給ひつと、心も急かれ給ふめれど、まあ左樣急かずと、今晩はゆる〳〵疲勞を休め、朝早く起きて、町の鎭守三社樣並びに眞淨寺などを訪はれ、二番汽車にて歸途に着かれよ、左迄に時間を費さずに濟むなり。

三所大明神

大町の北隅、東側に鎭座せる御社にして、大己貴命、事代主命、健御名方命の三體をいつき奉れば、三所大明神とは申すなれども俗間にては三社樣と稱へ居れり。そのかみ建武三年五月、時の領主笠間長門守時朝が、宇都宮《下野國》の二荒神社より、神靈を勸請申して、本地の鎭守と爲さんがため、辨海なる者を宇都宮に遣し、神官玉生、中里の兩氏に會見せしめ、九月九日恙なく、神靈を奉迎して歸り、同月二十九日といふに新たに建立せる社殿に、奉安せられしものにして、今尙同日を以て祭日とし、盛んなる祭典を執行せらる、此日は『輪潛り』とて、神前に竹を圍くし、それに注繩をかゝげて、其下を潛り行き、他の一方に脫け出つるなり、其他本社の由緒沿革につきては、嘗て著者が『日光名所圖會』《博文館發行》を編纂せる時、日光の二荒山神社と、宇都宮市の二荒神社の緣起とを考證するに際し、大に研究したりし事あれば、こゝにそが資料を列擧たけれど、紙面に限りあり、止むなく後日に讓り申す。さて本社の參拜終はらば、今度は北へと

愛宕町

へ行き給ふべし、こゝは舊水戸街道にして、水戸迄里程六里許、途中に住の内天神とて、これまた壯嚴なる御社あれど、この邊り迄案内せんは、笠間案内といふ趣旨に戻れば、先づ止しとして何より此町の

眞淨寺

を案内申さん、寺は日蓮宗にして、慶長元年唯心院日忠上人の開基《同上人及日蓮宗に係る事蹟は、撰著『日蓮宗各本山名所圖會』《博文館發行》及去年日蓮宗管長濱日蓮大僧正より依頼され、下總國中山法華經寺にて發行せる『正中山法華經寺誌』を參照せられなば、いさゝか得る處も候はんか》家康公の御母君、台德院殿の祖母たる、正心院殿日幸尊尼の靈牌を安置せられ、慶安年中五石の御朱印を賜はりし寺なり、此地は町の東、小高き山の中腹にありて、四季の眺めに宜しき處、其他裸町《櫻町の先き、舊停車場道の東の方》に

月崇寺

とて、埼玉縣南埼玉郡岩槻町の西數町、柏崎村字加倉に在る、淨國寺の末寺にして、同寺第二世乘道社敎譽上人無月和尚の開基の寺あり、此上人は時の城主松平周防守康重の歸依する處となり、卽ち此地に來りて本寺を開創し、康重の諡號松應院殿一譽豐月崇龜大居士といふに因みて、龜豐山敎乘院月崇寺

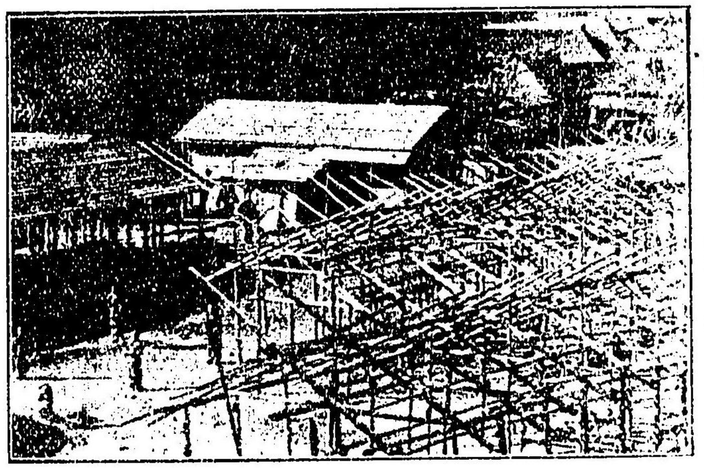

馬　市　場

とは號せしなり、將軍家康より寺領二十石を賜はり、慶安年中更に寺領の朱印を賜はりしにて、康重の古碑寺內にありとぞ、其他町より一里許、片庭村と云ふに笠間氏歷代の碑ある楞嚴寺《臨濟宗、笠間時朝の代大拙和尙の開基》同じく箱田村に阿彌陀院《眞言宗、建永中辨海上人の開基》及び町の南方約一里來栖村に嚴谷寺《大同四年秀恒上人の開基》等其他諸所に隱れたる名所も數あれど、さまでは多忙の御身を以て、わざと稻荷神社に參詣に來られし諸君、さぞ難有迷惑なるべく、又紙面にも限りあれば、これにて案內を止め申さん、否々著者は尙諸君の記憶に存せん事を希ふは、本年九月(舊八月十日)當地の有志者惠比壽屋嘉兵衞、吉原屋政兵衞、橘屋子之吉、舟橋仙助等諸氏の發起にて、大町に於て始めて設立せられたる

笠間町馬市場

の事なり、月に、栗毛の駿馬の數々、皆この市場にあらはるれば、乞ふ一度この地に來つて、己れの欲

する處を撰めと、頼まれもせぬ吹喋するも、また是愛郷の然らしむる處か、左に發起人諸氏の案内狀を掲げて參照に供す。尚荒町にも馬市場ありとぞ。

拜啓、我軍海陸共に連戰連勝、實に國威發揚の快歳に際し、各位愈々御清適の段奉欣賀候、偖て當笠間町は、申上候迄も無之、鐵道郵便電信銀行等の設備有之候に付、運輸交通の便利なる、特に當業者及購求者各位のため、最適地と愚考致候、依て有志者共同して、毎年茲（春二月初午 秋九月二日）向壹週間、當町に於て馬市開設致候間、此段御通知申上候、

追て御承知ながら當笠間町へ鎭座まします靈驗顯著なる胡桃下紋三郎稻荷神社御參拜旁御來車の程伏して奉願上度申添候再拜

因に申す　著者の家元來舊笠間藩主牧野家に仕へて、歷代恩顧を蒙りし者、しかもそが子孫たる著者にして、よしや其質愚鈍に學淺しとはいへ、一生名所古蹟の顯揚を以て自任し、又歷史考證を以て終生の目的としつゝあるに、未だ我郷笠間に完備せる史書無きを知つて等閑に附し置くは、餘りに心無の所業なれば、不肖ながら數年前より、これが資料の採集に心掛けつゝあれば、他日必ず完全なる『笠間誌』を編成し、これを公にすると仝時に、そが一部を舊藩主君に送呈し、以て舊恩に報えん事を欲す、希くは我郷先輩諸士、不肖が此擧を讃せられて、これが資料の供給に吝なる無からん事を。

笠間案内記畢

明治三十七年十二月十九日印刷
明治三十七年十二月二十二日發行

定價金二十八錢

著作兼發行者　石倉重繼　東京市本郷區根津宮永町二十七番地
印刷者　内山正如　東京市下谷區二長町三番地
印刷所　株式會社秀英舍第一工場　東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地
發行所　笠間胡桃下稻荷神社々務所　茨城縣西茨城郡笠間町

一手販賣人　常陸國西茨城郡笠間町字高橋町　田山覺之助

不許複製

御旅館

弊館は諸事確實懇切を專務とし宿泊料は尤も低廉を旨とし殊に稻荷神社御參詣の御方幷に御商人又は御滯在被成候御客樣方には勗めて御便利を相謀り可申候間一層の御引立願上候

常州笠間町

笠間館

銘酒

東海

弊店醸造の銘酒『東海』は、其味淳美にして、一度びこれ酌む時は月雪花に對せんか、頬を叩いて逸興更に趣を增すべく、壽千年を加ふるが如く、俗界を去つて仙境に逍遥ふの感あるべし、希くは愛玩を賜へ。

告白

醸造元　常陸笠間　武藤藤兵衛

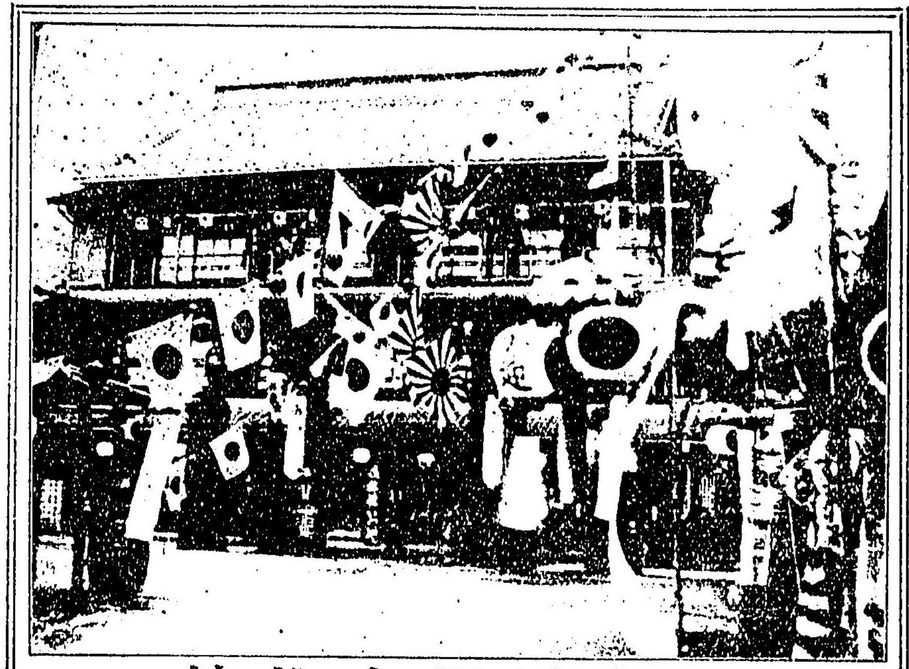

日本同盟大旅舘

常陸笠間町

井筒屋彦兵衞本店

全停車場前

井筒屋支店

弊店は室内すこぶる優美にして風雅に富み料理は衞生を專らとして新鮮美味なり酒落たる庭園には老梅古松色香を競ひ池には緋鯉金魚群れ遊びて旅の疲勞を慰む

若し夫れ浴後一盞を傾けんと思し給はゞ、奥には亭も離室もありて、本店と支店との間には、私設電話の設けあれば、汽車の乘降には最便利、着實鄭重は他に比なく候

胡桃下稻荷神社緣起

附笠間案內記

一手販賣處

カーバイト販賣東京田中國太郎特約店

瓦斯布設官製卷莨民製刻煙草販賣

常陸笠間町
煙草製造所

加田山煙草商店

東京酒造火災保險株式會社申込處

大同生命保險株式會社申込處

改良旅館

常陸笠間町

惠比壽屋嘉兵衛

弊店は當町旅館の老舗として、永く各位の御愛顧を蒙ふり、難有き仕合せに奉存候、尚此上とも層一層、確實と廉直とを以て旨とし、御愛顧に酬え可申候間、何卒陪舊の御引立願上度く、室内の瀟洒優美なる、庭園の廣擱にして雅致に富める、料理の風味佳良にして來客の待遇懇切なる皆是れ弊店の大得意とする處

水戸市下市本町二丁目

惠比壽屋支店

笠間ステーション前

惠比壽屋支店

御旅館

常州笠間町

吉原屋政兵衛

△弊館は當町の中央に在りて、室内清潔眺望に富む

△胡桃下稲荷神社を距る事僅に三十間御參詣には尤も便宜

△稲荷神社講社員諸君には、特に懇切利便に御取計ひ可申

△篤實廉直は弊館の特色なれば、諸國商人の宿泊に至便なり

松孫二波山

清酒釀造業

常州笠間町

綠屋號

笹目宗兵衛

營業科目

△吳服類　△太物類

△洋織物類　△東コート外套類

△絲類一式　△萬仕立物一式

△御婚禮物一式

右卸小賣販賣仕り候間多少に不拘御用仰付被下度く確實廉價は弊店の特色に御座候

常州笠間高橋町井筒屋號

井上新兵衛

營業科目

△吳服太物類

△洋反物類

△唐糸品々

△外套類

△東コート類

△足袋股引類

△シヤツ足袋地

△糸繭賣買

染織は堅牢に縞柄は嶄新を旨とし精々廉價に

卸小賣

仕り候間陪舊の御愛顧御引立の程を奉願上候

常州笠間町村田屋號

三村半助

電信略號（ムラ）

勉強

大旅館

常陸國笠間町
宇高橋町二十目

大坂屋

廣瀬ふゆ

懇切丁寧客室優美
胡桃下稻荷神社を始めとし
延喜式内佐志能神社、並に
阪東三十三番佐白觀音の御參詣
及び附近の名所舊跡等御巡遊の
御方様には直ちに御案内申上候

誠實
勉強
旅館

弊館は常稻荷
神社に隣し御
參拜の御旅客
様には至極御
便宜に御座候

常陸笠間町
橋屋號

平原子之吉

金澤商店販賣品概目

和洋錬鋼
銅錬打物
鍋釜錬瓶
鑄物一式
度量衡器
大販賣

茨城縣笠間町
茗荷屋事

金澤彦助

菓子製造所

（笠間名物）

胡桃おこし

胡桃煉羊羹

常陸國

稲荷神社

御神川

（精選謹製）

曲物るい

其他種々

笠間町

松月堂

中屋本舗

富田益太郎

大取次店

香

最上醤油

千葉縣野田町醸造元

茂木七郎右衛門

池

常州笠間町池田屋號

來栖寅吉

電信略號（クルス）

笠間陶器製造業卸

醤油樽新規木

取各種製造卸

勉強旅館

弊館は懇切丁寧を旨とし且稲荷神社には最近接し阪東三十三番札所佐白山観音亦御參詣に尤便利なり

いやや號

笠間 常州 瀬尾富之助

名物 稲荷酒壜詰

花の朝月の夕べ、酒なくて何の逸興をほしいまゝにし得べき、況してや弊店賣出の稲荷酒は其味良好なれば、一度び盞を取つて口にせんか、頻を叩いていかなる憂さも、さらりと盃洗に流し果つ可く、稲荷神社御參詣の方の家苞には至極摘當の品なれば、續々愛玩を賜へかし。

近江屋號

發賣元 根本政太郎

《常州笠間大町》

尚清酒、ビール、葡萄酒、鏘詰、壜詰類、其他醤油、鹽等種々大廉價に販賣仕候

常州笠間町停車場前

勉強旅館 吉野屋

當停車場に於て御乘降の御方樣には懇切丁寧を以て御待遇申上げ候間倍舊御愛顧を願上候

飯村菊松

笠間停車前

勉強旅館 くきや川井仙次郎

松葉館事

汽車御乘降の際御立寄被下候はゞ諸事御便宜を旨として御懇切に御待遇申上げ候に付益々御引立あらん事を

常陸國西茨城郡笠間町

共立笠間病院

院長 醫學得業士 本鄉要太郎

入院隨時
普通病室
特別病室
の設備有

萬物類

和洋銅類
鑄物一式
度量衡
大販賣所

笠間高橋町日高屋號

久保藤兵衛

寫眞撮影

○不變色寫眞
○光澤寫眞
○引伸寫眞

寫眞の大小は御好みに應じ雨天にても撮影に差支無之高尚優美に撮影仕り候間陸續御光來の程奉願上候

廣谷寫眞館

御印判彫刻所

○金銀　○水晶　○象牙
○水牛　○竹　○木

其他御注文に依り彫刻仕り候

常陸笠間町胡桃下稻荷神社境内
寫眞師
印刻師
廣谷鎌太郎

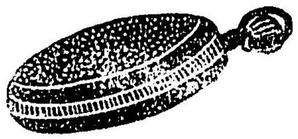

各國保險附
時計幷に附
屬品販賣

○金側懷中時計○金着セ側時計○八日卷銀側時計○二週間卷三尺スリンゲル○一週間卷柱時計○眞鍮張四ツ丸ボンボン○一日卷めざまし置時計○正午計寒暖計○時計下ゲ○銀、赤銅、洋銀製の磁石○其他時計紐、鎖リ、眼鏡類、金銀アルミ製指輪

拜啓弊店毎々大方諸家の御高庇を蒙り御蔭を以て日に增し繁榮仕り候段詢に難有奉存候就ては御禮の爲め尚一層商品を吟味し勉強販賣仕り候間陪舊御愛顧の程奉願上候。敬白

常陸笠間町稻荷神社境内西側
時計商
初子堂
南畝金治

外科
内科
眼科

塙醫院

常陸笠間町字桝形

院長　塙岸郎

（是迄當町田町に開業罷在り候處業務擴張の爲め右地に開院せり）

馬市

開場毎年

舊二月初午より七日間
舊九月二日より七日間

定期開場

當馬市の開場地は、三春、南部地方人の關東通路に樞要の地なれば、毎市日には出馬の數多大なれは、陸續御來觀御買求の程願上候

馬市場幹事

懷中

稲荷錠

要藥

主治効能

△むねのつかへには忽ちにして痛みを去り心氣を夾やかならしめ

△溜飲目まひ立くらみ或は舟車魚肉酒の醉には四五粒つゞ用ゆればすがすがして

△食物のつかひ又は胃病一切には無二の良藥なり

本舗　常陸國笠間町　石井雅太郎

御料理

常陸笠間稲荷神社境内

鶴仙亭

船橋仙助

日光名所圖會

全一冊

寫眞銅版石版木版
各種密畫挿入
正價金六十五錢
郵稅金十二錢

公爵近衛篤麿君題字　竹柏園主佐々木信綱君題詠
從一位久我建通君題詠　桂月大町芳衛君序
伯爵東久世通禧君題詠　賀茂百樹君題詩
子爵福羽美靜君題詠　岸上操君題詩
侍講文學博士本居豐穎君題詠　東京帝國大學教授兼貴族院議員正四位勳三等男爵三上參次君題詩
侍講文學博士三島毅君題詩　花袋田山滝彌君序
翠葉石倉重繼君著　武山木村信太郎君識

寫眞銅版目次

今市杉林　假橋并神橋　双輪塔　東照宮表門　甍走獅子　神庫廻燈籠　虫喰鐘　藥師堂　陽明門　唐門　拜殿　同鳳凰の間　廊の間　眠り猫　二ツ堂　三代公二王門　夜叉門　同唐門　窟内　皇嘉門　大日堂　東遊　陽明門天井の龍　御石の間内部　含滿の淵　裏見の瀧　素麺の瀧　華嚴の瀧　荷山　霧降の瀧　赤雉　二荒山神社　中禪寺湖　戰場ヶ原　湯本　稻女　其他數十種

日光觀ざれば結構と云ふ勿れとさへいふ彼山紫水明にして殿堂の偉觀壯麗なる日光山の事蹟につき明細に記せるものは實に汗牛充棟も啻ならず或は日光山志の如き或は見山拾葉の如き其他何その他何としかも時日の變遷は在來の史書を以て到底余弘を滿足せしむるを得ず著者茲に見るあり即ち幾多の舊史漫筆と幕府の諸記錄に據りこれを現況に照して史的考證を試み且つ文中一々精巧美麗なる寫眞銅版木版二百餘種を挿入して通俗に記述せるもの是を本書と爲す苟も日光一山の事蹟と沿革を詳細に知らんと欲するものは宜しく本書を繙くべきなり蓋し日光を記せる幾多の出版書中未た曾て見ざるの珍書なるべし

發兌元　東京日本橋區本町三丁目　**博文館**

北村季吟

北村季吟翁自筆寫眞版挿入
從二位子爵福羽美靜君序文
從一位侯爵久我建通君題字
從五位鈴木重嶺君題字
從五位東宮侍講本居豐穎君序文
文學博士木村武山君意匠表紙
學習院教授關根正直君序文
翠葉石倉重繼君著

紙數三百頁製本頗美麗
高尚優美寫眞版挿入
定價金參拾錢
郵稅金六錢

元祿の盛時詞華燦然として世は大平の鼓をうち、花に醉ひ月にあくがれて、上下皆な風流を旨とせざるなし、去れば當時文學の隆昌なる實に絕頂に達したりき、雖然も、假令當時東西双璧といはれたる契沖阿闍梨なるものあるにもせよ、文學の無かる可けんや、曰はく有り、北村季吟なる人これなり、假名草子より俳諧に至るまで、季吟の蔭陶を受けし門人にあらずや、其他隱士人山口素堂、奇骨の士大村可全、山岡元隣を初めとし女性俳諧の明星捨女の如き或は詞友東本願寺の門跡豐醉等の如き門に遊ぶもの其數一千餘人、皆これ當時錚々たるの人なり、而して此の如き大々詞人が傳紀は泯として世にあるなし、たまゝ〳〵あるも僅々數行の一小消息に過ぎず、これ此著あるの所因なり、世の國學家俳諧の士希くは一讀の榮を賜へ。

發兌元　東京市京橋區弓町十二番地　**松邑三松堂**

各宗本山名所圖會

石倉翠葉君著

各洋裝大判美本寶物古文書及
眞景寫眞版數十木版數多挿入

故御門跡光尊上人表紙考案△歌川國松君畫

本派本願寺名所圖會

紙數三九〇頁　正價六十錢
寫眞版三十四頁　郵稅十錢

本書は眞宗本派の本山たる、本願寺創建の沿革より、小は庭前一松の傳說に至る迄、微細苟もせず、歷史と實地に參照し、極めて通俗に編述し、且境內建築物古文書室內の裝飾庭園等に至る迄、皆之を精巧緻密なる寫眞銅版及石版木版とし、二百餘種を挿入したれば、史家の好參考書たるは勿論、吾信徒百萬の同胞が、座右缺くべからざるの珍寶なり。

文學博士　南條文雄師題詩△山中古洞君畫

大谷派本願寺名所圖會

紙數二二四頁　正價四十錢
寫眞版十七頁　郵稅六錢

本書は眞宗本山中、最も壯嚴偉觀ある堂宇を以て、普く天下に知られたる、東本願寺の事蹟を編述せるものにして、先づ所在地の名義、大谷地名考、大谷廟所考、眞宗の名義、及沿革、舊史に現れたる東本願寺、法系、門跡、考、門跡傳、門跡の雅懷、蓮如上人の子守歌等を始めとし、境內の沿革、建築物及庭園の沿革、寶物古文書、本寺に附屬せる名勝舊蹟等、其他一切を、一々歷史と實地に考證探査し、文は勉めて通俗に振假名を附し、且つ精巧緻密なる寫眞石版木版數十種を挿入したれば、一は史家の參考となり、一は旅行臥遊の好伴侶たらん。

佛光寺御門跡並新御門跡題字題詠△山中古洞君畫

佛光寺名所圖會

紙數一〇八頁　正價貳拾五錢
寫眞版十七頁　郵稅四錢

本書は眞宗佛光寺派の本山たる、京都佛光寺の事蹟を詳細に編述したるものにして、一々現況と歷史に參照し、極めて精密に考證記述したれば、同寺の事蹟を知るは蓋し本書を措きて他に求むべからざるなり、由來佛光寺は由緒正しき古刹にして、卷頭に掲げたる御醍醐天皇の御綸旨及御宸翰、後水尾天皇、後西院天皇の御宸翰、孝明天皇御寄附菊形香爐、皇太后大進有範卿眞筆、見眞大師自作の有範卿、及吉光尼の木像、見眞大師眞筆嗣法相承の名號等、寶物の寫眞銅版また大に珍とすべし。

前日蓮宗管長濱日運大僧正題△日蓮宗管長久保田日龜僧正題
久遠寺豐昶良大僧正題△森本文靜僧正題
田中智學君序△木村武山君畫

日蓮宗各本山名所圖會

紙數三六四頁　正價五十錢
寫眞版二十三頁　郵稅十錢

著者は、宗祖日蓮垂跡の靈地として、將た一宗の大本山として幾百萬の信徒が渴仰しつゝある身延山久遠寺、中山法華經寺、藻原寺、誕生寺、妙本寺、池上本門寺等一宗に於て尤等閑に附す可らざる靈蹟地は、皆親しく探見し、大は各寺の由緒沿革より、小は一片の墓標に至るまで一々舊史に考へ、各寺の靈寶記錄に參照し記事は極めて平易明細に編述し、添ふるに各寺院の重寶建築物室內の模樣風景等美麗なる寫眞銅版石版木版三百餘種を挿入したれば、一は史家の參考とすべく、信者の珍寶として座右缺くべからざる良書なり、

成田山住職石川照勤僧正題△青木香葩君畫

成田山名所圖會

紙數一六四頁　正價三十五錢
寫眞版廿三頁　郵稅六錢

附●總武線●房總線●成田線●沿道名勝案內

眞言宗新義派別格本山として有名なる、成田山新勝寺は、宇多天皇の御孫寬朝僧正が、叛賊調伏の祈禱を修せられ、効を奏して叡感ありし靈像を安置せる名刹にして、爾來靈驗いよ〳〵顯著に參拜の緇素四時群を爲し、東北唯一の靈境たり、地幽邃にして殿堂の壯麗なる、亦稀に見る處なり、本書は之れが由來沿革は勿論、堂宇景勝を普く紹介し、加之に附近鐵道線路及び沿道名勝案內を以てせり、

天台宗管長三津玄深大僧正題字△青木香葩君畫

善光寺名所圖會

紙數二六二頁　正價四十五錢
寫眞版二十頁　郵稅八錢

信濃國善光寺は、畏くも欽明天皇の御代、百濟より貢獻せる一光三尊の阿彌陀如來を安置せる、我國最古の佛刹にして、壯麗なる殿堂は纔然として雲表に聳へ、宗門の差異老幼の嫌なく、歸依渴仰する事尤も深く、日に數千の參拜者を絕たず、殊に歷史上偉大の關係を有し、加ふるに其法要儀式の壯嚴なる、他各宗本山に於て、到底見るべからざるの一大趣味を有す、著者の周到緻密なる史的觀察と、精密なる實地調査とにより、流暢なる行文を以て之が委曲を詳述し盡す、加之寶物古文書等數十種の寫眞銅版は、更に錦上花を添ふるの觀ありといふべく、宜しく座右の珍寶とせらるべきなり、

眞言宗管長原猛心大僧正題△青木香葩君畫

高野山名所圖會

紙數三三八頁　正價六十錢
寫眞版三十二頁　郵稅十錢

古義眞言宗總本山高野山が我佛教界、史學界、美術界に一大關係を有し、且風光の明媚幽邃なるを以て天下に比無きは、世人既に是を知る、而も未だ是等事蹟の詳細を傳へたるものなし、著者即ち滿腔の熱血を注ぎ、一に之を舊記古文書に參照し、尤も精密に編述せらる、殊に著者が實地調査として出張の際同山座主原心猛大僧正を始め清淨心院、總持院、正智院、高室院外十八寺主及其他の諸氏が盡力に依據したる處多大なるは亦以て本書の眞價如何を知るに難からざるべし

續刊

妙心寺名所圖會△永平寺名所圖會△智積院名所圖會
△智恩院名所圖會△比叡山名所圖會△以下續々發刊

發兌元　東京市日本橋　區本町三丁目　博文館

眞宗高田派門跡　常盤井堯淵師題詠
仝　新門跡　常盤井堯献師題字
故公爵從一位　近衛篤麿君題字
文學博士　南條文雄師題詩

石倉翠葉君著

高田派本山名所圖會

定價金十五錢
郵税金二錢

故從一位勳一等侯爵久我建通君題字　石倉翠葉君著

下野高田山名所圖會

定價金十二錢
郵税金二錢

本書は伊勢國一身田所在の眞宗高田派本山專修寺並に下野高田別院の事蹟一切を網羅し加ふるに優美なる石版數度刷口繪及寫眞版十數種を添附したれば本宗信徒は勿論旅行家の座右缺くべからざるの珍書なり乞ふ愛讀を賜へ。

發行所　東京市日本橋區本町　尾呂志屋書店
取次販賣所　東京市本郷區根津宮永町二十七番地　闡勝閣

石倉翠葉君著
山本松谷君畫

再版

香取名所圖會

風俗畫報臨時增刊
定價一冊金十五錢
郵税一冊金一錢

官幣大社香取神宮は、下總國香取郡に在り、古來、常陸國鹿島神宮と共に東國に於ける神代の祠宇として、名聲史上に顯著なりとす、而して鹿島や既に古版名所圖會の刊行あるも、香取や未だ之が好著あるを聞かず。本編は多年名勝故蹟の探討に盡瘁せられつゝある、石倉翠葉君が舊史古文書に渉り、緻密なる考證を試み、其沿革を詳かにし、更に詩的觀察を恣にして、景致の優麗を叙せり、凡そ名ある者は、一樹一石、一橋一流、問はずして知悉するを得べからしむ。加ふるに畫工山本松谷子が、社殿の結構、祭典の正式、近傍の諸名勝地まで之が眞景數十圖を模寫したる上、弊堂特技の石版を用ゐて之を印刷したれば、紫蘿紅葩的燦として美裝一冊子を成せり。遊袗旅帽の影好むで之を迎ふべく、而して之が東道をなすもの、本書を措いて他にあらざるなり。

發行所　東京神田通新石町　東陽堂支店

從二位伯爵東久世通禧君表題
前茨城縣知事高崎親章君題字
故文學博士栗田寛君題詩
故文學博士小中村清矩君題詠
故從五位鈴木重嶺君題詠
竹柏園佐々木信綱君題詠
木村武山君表畫
翠葉石倉重繼著

櫻川事蹟考

定價金二十五錢
郵税金四錢

本書は古來櫻花の名蹟として天下に喧傳せられたる、常陸國櫻川の荒頽に歸せんとするを慨し、著者滿腔の熱血を傾注して、これが事蹟の一切を考證編述せるもの、苟も風流を解し、國粹を保存せんとするの士は、宜しく一本を座右の珍とすべし。

發兌元　東京本郷根津宮永町二十七番地　闡勝閣

故一位久我建通君題字△從二位福羽美靜君題詠
東宮侍講米屋豐穗君題詠△故紅葉山人尾崎德太郎君題句
竹柏園佐々木信綱君序

石倉翠葉君著

草津溫泉誌

定價金廿五錢
郵稅四　錢

故從一位久我建通君題詠△從二位福羽美靜君題詠
正三位松浦詮君題詠△故從二位勝安芳君題詠
正三位井上正治君題詠

石倉翠葉君著

四萬溫泉誌

定價金二十錢
郵稅金四　錢

右二書は、各溫泉業者より依頼され、著者自から實地調査の上、諸舊史漫筆に參照し精密に編述したるものなれば、杖を全地に曳かんと欲する者は、是非とも缺く可からざる好案內記なり。

東京本鄉根津宮永町廿七番地

販賣取次所　鬧勝閣

諸貴人大家題序
陸軍中尉手塚葭村
翠葉石倉重繼　兩君合著

熱海溫泉

近刊

熱海溫泉場名旅館某氏よりの依頼に應じ旅順背面の攻擊に參加して、名譽の負傷を爲し後送せられ、風流中尉の名を專らにせし手塚葭村氏と、十有餘年間名勝舊跡の著述編纂に從事しつゝある博文館編輯局員石倉翠葉氏との兩氏が、滿腔の熱血を注きて編輯せるもの、口絵には熱海溫泉場並に各附近の名所舊蹟の寫眞銅板數十種を加ひ、優美高尙なる好案內書、希くば愛讀の榮を賜へ。

東京本鄉根津宮永町廿七番地

取次販賣所　鬧勝閣

前日蓮宗管長法華經寺住職濱日運大僧正題
從四位松平直已君題△石倉翠葉君著

正中山法華經寺誌

定價一部金二十錢
郵稅金四　錢

これ下總國中山日蓮宗大本山法華經寺住職濱日運大僧正が、職を日蓮宗管長に奉せし時、親しく著者を日蓮宗々務局に招きて、全寺の山緒沿革並に現況等、事蹟一切の編述を依頼せられたるものにして、口絵には本寺傳來の宗祖日蓮聖人の肉筆彫刻物及境內の建築物並に名跡等一切を精巧緻密なる寫眞銅版として插入したれば、苟も宗祖日蓮聖人が、始めて建立せられたる一宗最古の本寺事蹟の詳細を知らんとするの士は、宜しく一本を座右に供せらるべし。

發行所　下總國中山　**法華經寺々務所**

79
482

龜甲西印醬油

多年經驗を積み原料を精選し改良を加へ品質最も佳良なり

登錄商標

最上醬油

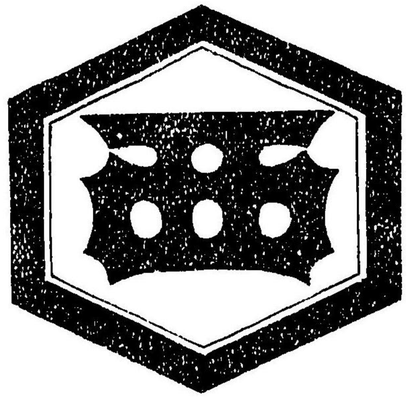

醸造元

茨城縣港町

西野仁兵衞

販賣店は各地至る處の銘酒醬油店に在り御試用の上陸續御愛顧あらん事を乞ふ

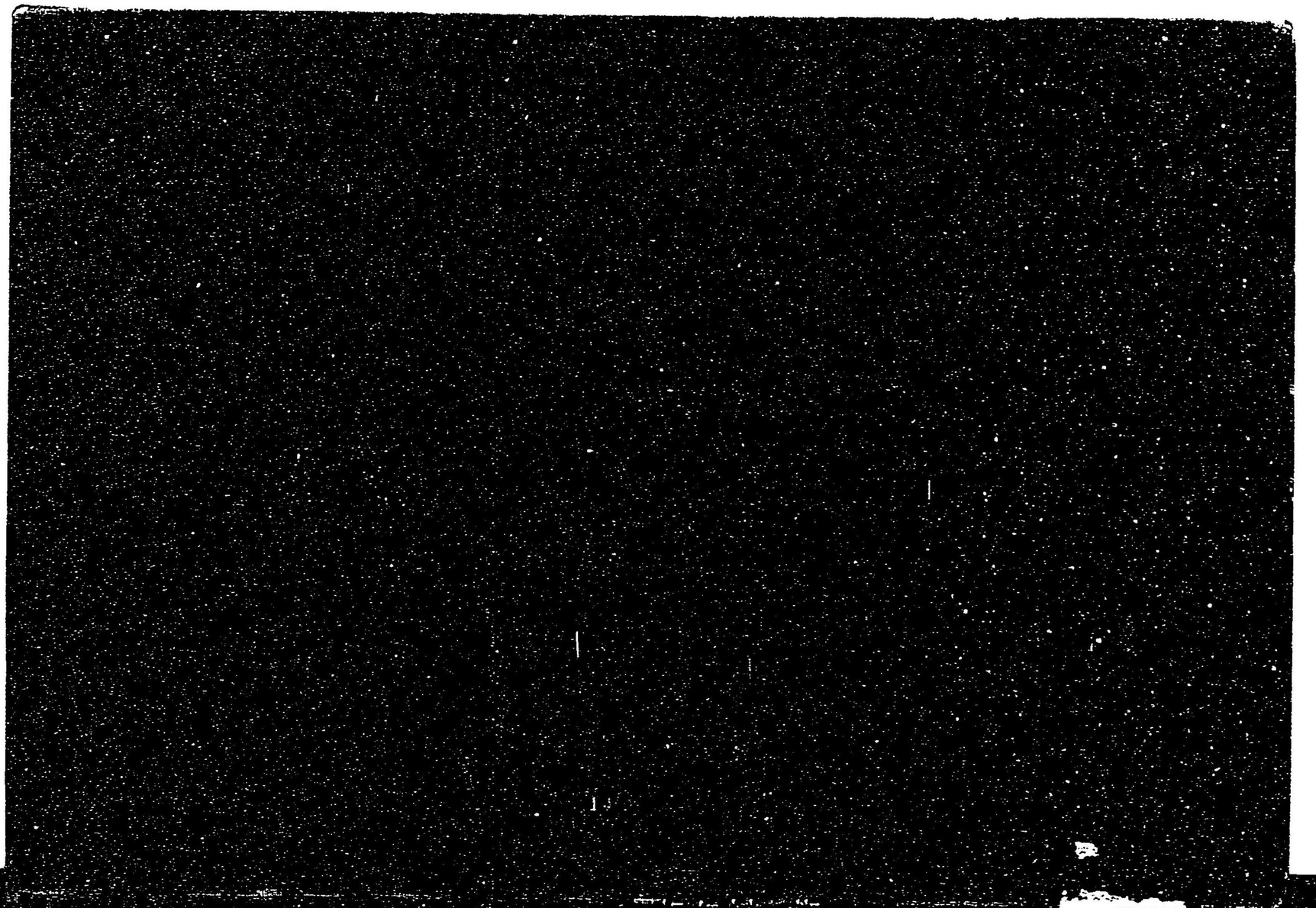

79
482

013846-000-1

79-482

稲荷神社縁起（笠間胡桃下）

石倉　重継／編

M37

ABB-0055